

## 第13回総務文教常任委員会会議録

1 開会日時 平成28年12月7日（水）午前10時0分

2 閉会日時 平成28年12月7日（水）午後2時6分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番 佐々木雄司君      2 番 光成 良充君      9 番 松田 勲君  
10 番 北川 勝義君      14 番 下山 哲司君      16 番 実盛 祥五君  
17 番 金谷 文則君

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	内田 慶史君
教 育 長	杉山 高志君	総合政策部長	原田 昌樹君
総合政策部参与兼 秘書企画課長	徳光 哲也君	総 務 部 長	前田 正之君
財 務 部 長	直原 平君	教 育 次 長	奥田 智明君
赤坂支所長兼 市民生活課長	正好 尚昭君	熊山支所長兼 市民生活部参与	入矢五和夫君
吉井支所長兼 市民生活課長	荒島 正弘君	消防本部消防長	黒沢 仁志君
消防本部消防次長兼 警 防 課 長	小竹森美宏君	まち・ひと・しごと 創 生 課 長	遠藤 健一君
総 務 課 長	原田 光治君	くらし安全課長	中川 裕敏君
財 政 課 長	藤原 義昭君	管 財 課 長	小坂 憲広君
税 務 課 長	末本 勝則君	収納対策課長	土井 常男君
監査事務局長	元宗 昭二君	会 計 管 理 者	栗原 雅之君
教育総務課長	藤井 和彦君	学校教育課長	石原 順子君
社会教育課長兼 スポーツ振興課長	土井 道夫君	中央公民館長	高橋 浩一君
中央図書館長	三宅 康栄君	中央学校給食センター 所 長	久山 勝美君
熊山支所 市民生活課長	稲生真由美君	消 防 本 部	井元 官史君
消 防 本 部 予 防 課 長	矢部 敬史君	消防総務課長	

7 事務局職員出席者

議会事務局長 奥田 吉男君      主 事 松尾 康平君

8 審査又は調査事件について

1) 議第59号 赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）

2) 議第60号 赤磐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例（赤磐市条例第24号）

- 3) 議第61号 赤磐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）
- 4) 議第62号 赤磐市税条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）
- 5) 議第64号 赤磐市手数料条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第28号）
- 6) 議第76号 平成28年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）
- 7) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第13回の総務文教常任委員会を開催したいと思います。

開会に先立ち、市長に御挨拶をいただくんで、その前にちょっと一言だけ物を言わせていただきますんで。

非常に市の職員が、一般質問とか、それからいろいろなことで委員会についても気が緩んどんじゃねえかと思えます。それはひいていうたら、市長のやり方が悪いんじゃないかと思えて、あえてきのう市長にもお話、電話させていただきましたが、思っております。

僕は、個人的にどうこう、誰がどうこうというんじゃないありません。赤磐市がようになってもらいてえと思うて考えたりいろいろ一生懸命考えたりしとります。しかし、本会議で答えたことのやりようることが全く逆なことを、真逆なことをやりようる。きょうは実は本当の話、9時まで家へおりました、パジャマ着たまま、腹が立つとるから。顔は洗うておりましたけど、どうしようか、行くまあかと思うて、きょう休もうかと、総務文教委員会を休もうかと思うたんです。

腹立たしいんで、来ても意味ねえ、ここへ来ても本会議であろうと物を言うたときにはそのときだけの、その場逃れのことで終わると。そういうこっちゃたらする必要はないと、勝手なことを言うたら。こりゃあはっきり言うて、赤磐市議会がなめられとる、議会の議長がなめられとる。そして、総務文教常任委員会の委員会が、委員長がなめられとるということ。

やっぱりこういうこと、ぴちっと毅然とやってもらわなんだら、きょういろいろな質問が出るかもしれん。出てもきょうのこの時間が終わったらもう終わりと。

これからは全部、イエスカノーかで答え、やります、やりません、しません、する、こうなってくる。これはもうけんか腰の話じゃ、こうなったら議会もなっていかん。議長、はっきり言うてそういう意味があるでしょう、やっぱり、そうじゃないとあやふやなものもあったり、いろいろ協力的なこともあるけど。できんのんじゃないたらできんとか、こうすると言うてもらわにゃあ困るんですよ。我々は議会の中で、市民の負託を受けてやりようんですよ。委員会はもちろん、本会議の付託を受けて、ここで付託を受けてやりようんですよ。

肝に銘じてもらわにゃあおえんのじゃねえかと思うて、軽う考えてしもうて、また北川が言うようらあとか、下山が言うようらあぐれえな、そねえな簡単な話じゃねえんですよ。だてや酔狂でやりようんじゃないねえんですよ。

この一つが全部めげていくということになるんですよ、あんたらの思いどおり。この間も本会議で言うた、何か言うたら、決定する、見る力がねえ者が決定しちゃあいかまあ。卵焼きを食べたことがねえ者が卵焼きをつくっちゃるて、つくれまあ。経験でつくったり勉強してなかったらできんのじゃねえんかな。

ええときにゃあ勝手には外部を入れる、ええときは、ぴちっとやってもらわなんだら困ると

いうことを言よう。僕は今でも友實市政を応援していかんやあおえんと思うと。しかし、腹立たしゅうなって、友實市政やこう応援できんようになるんじゃねえかと思よう。

○委員（下山哲司君） 委員長、そのぐらいで。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って、下山さん、ちょっと黙っといてくれえ。あんたらみてえなことじゃねえんじゃけえ、だてや酔狂で仕事しょんじゃねえんじゃから。きょうも来まあとと思うたことを話をしょんじゃから、おえにやあこけえあんたが座ってやられえ。もうちょっと、頭へきてしもうて、やっぱりな、議会の中じゃから、正常に進めていきえと思うんで、委員会で言うたら、きょうもこれからのことが大事なことで。委員会でこれから聞かれたことを答弁、びちっと責任を持って答えてくださいよ。議事録で言うとなんて話じゃねえんじゃから。あれぐらいのこっちゃで。

ということで、苦言ということはねえけえ、私の勝手な、マスターベーションみたいなもんじゃ、勝手なことを言ようもう、ほんと、腹立たしいから言よう。下山さんも気をつけるんじゃったら電話ぐれえ気をつけてえてくれえ。もうそれが言いてえ、僕ちょっと腹が立つから言いてえ。けんかを売ろうるんじゃねえからよう、誤解がねえようにいうて。けんかを売るんなら皆構やあへんから、受けて立つから。もうやけくそじゃから、もうほんまに。

単純なやり方をしてくれなんだらいいけん。おはようと言うた者にやあおはようと言うんじや。こりやと言うた者にやあ、何ならと言うんじや、当たり前の話じゃ、こりやあ。と言いたかつたんで、そういうことを踏まえてきょう答弁びちっとしていただきたいと思います。

長々言いましたけど、開会に先立ち、市長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 改めまして、皆様おはようございます。

本日は、年末も差し迫ってきて、大変お忙しい中、第13回の総務文教常任委員会お開きいただきましてありがとうございます。なお、本日の御審議いただく案件でございますけども、条例案件外6議案の審査をお願いすることになります。どうぞよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思います。

当委員会に付託された案件は、議第59号赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）から、議第76号平成28年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）までの6件であります。

それでは、まず議第59号、やり方ですが、議第59号の赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）から、議第60号、61号の一括で説明願いたいと思います。

それでは、執行部のほうから説明願います。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、原田課長。

○総務課長（原田光治君） それでは、総務部資料の1ページをごらんください。新旧対照表は1ページをお願いいたします。

議第59号赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは人事院勧告に基づきまして国の法律が改正されたことに伴いまして、当該条例を改正するものです。新旧対照表で行きますと1ページ、改正条例の第1条になりますけれども、この中で第7条の改正が盛り込まれております。

これは人勧に伴いまして平成28年4月から特定任期付給料表の1号給及び2号給について1,000円上げるものでございます。1号給が現行の37万1,000円から37万2,000円、2号給が41万9,000円から42万円へ改正されるものであります。

次の資料にあります(1)の②の第8条の関係の改正は、この12月から期末手当を0.1カ月分引き上げるものであります。現行で100分の157.5が改正後で0.1上げますので100分の167.5に率がアップされるものであります。

次が、(2)改正条例第2条となっております、この条例の改正の2つ目、新旧対照表で言いますと3ページになります。

改正条例の先ほどの第1条で改正しました期末手当の支給割合、12月支給のほうで0.1アップしましたが、来年度からは6月、12月で均等に割り振りしまして、0.1分を0.05ずつアップするというふうに割り振りをやりかえるような改正案の内容になっております。

続きまして、議第60号赤磐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表は5ページを御参照いただきたいと思います。

これは育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、当該市条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、1つ目としまして、第8条の2、第9条及び第12条の改正がありますけれども、この中ではその法改正に伴いまして子の定義ですとか、要介護者を介護する職員の請求による時間外勤務の免除、あと介護時間の新設など、法改正に伴う字句の整理を行うものであります。

主な内容の2点目ですけれども、第16条の関係としまして、新旧対照表は次の6ページになります。

これは従前はできなかった介護休暇の分割取得を可能とするものでありまして、通算して6カ月以内の期間において介護休暇を請求できる期間を3回まで分割して取得が可能とするものであります。

続きまして、資料の2ページ目をごらんください。新旧対照表は9ページになります。

この第16条の2の新設及び第17条の改正ですけれども、介護時間というものが新設されまして、これは日常的な介護ニーズに対応するため、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを取り入れられるものです。この介護時間が承認されまして、勤務しなかった時間につきましては給与は支払わないということになっております。

引き続きまして、議第61号赤磐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表は11ページになります。

これは人事院勧告に準ずる措置としまして、職員の給与の改定を行うものであります。それとまた、扶養手当の見直しを段階的に行うものとなっております。

主な改正内容でありますけれども、まず、改正条例の第1条についてですけれども、この中の第24条関係につきましても、この本年12月から勤勉手当を0.1カ月分、再任用については0.05カ月分引き上げるものであります。再任用以外と書いていますが、こちらは一般の職員のほうが、現行100分の80から改正後は100分の90に、歳入の関係が現行の100分の37.5から100分の42.5にそれぞれ引き上げられるものであります。

次の、附則第17項関係、これは次の12ページのほうになりますけれども、新旧対照表の12ページです。

これも現行でそういう取り扱いになっておりますが、行政職給料表1、6級以上の者で55歳を超える者については1.5%の給与の見直し措置が現在とられております。今回勤勉手当の引き上げ分がありますけれども、この引き上げ分につきましても、同率の減額措置を行うものという規定になっております。

その次が、別表第1及び別表第2関係としまして、給料表の別表を改正するものであります。平成28年4月から給料表を平均で約0.21%引き上げるものとなっております、それに準ずる扱いで行政職給料表1から医療職給料表3までの5種類の給料表を改正するものとなっております。

(2)としまして、改正条例第2条、この給与条例の改正の第2条目がございます。新旧対照表のほうは少し飛びまして30ページになります。

こちらの改正条例の第2条の中の第11条関係、(2)の①ですけれども、平成29年4月から配偶者に係る扶養手当を6,500円に引き下げ、子供に対しては1万円に引き上げる改正となっております。これの経過措置でございますが、配偶者につきましては、現行1万3,000円が改正後は6,500円に、子供関係の手当のほうは現行の6,500円から改正後は1万円になるというものです。

続きまして、第12条関係、新旧対照表の31ページとなりますけれども、これは扶養手当の変更に伴う届け出につきまして、第11条、前記の改正に合わせまして所要の改正を行うものであります。

続いての③の第24条関係ですけれども、新旧対照表では33ページになります。

さきの改正条例の1条目の中で改正しました第24条、こちら勤勉手当の支給割合を本年は12月で0.1カ月分上げるような改正となっておりますけれども、来年4月以降、来年度以降の勤勉手当の支給割合につきましては、6月と12月にその0.1分を均等に0.05ずつ支給割合とするための改正が盛り込まれております。

続きまして、資料のほうは3ページ目となります。新旧対照表の一番下からになりますけれども、附則第17項関係の改正となっております、こちらは6級以上、55歳以上の者に対する給与の減額措置、こちらのほうも先ほどとあわせてこの第2条の改正におきましても減額措置を同じようにとるというものになっております。

それから、以下は改正条例の附則の関係になってきます。

本改正条例の附則の第1項は、本改正条例の施行日を公布の日から施行とすることとしております。ただしとしまして、改正条例第2条の規定及び附則第4項の規定する扶養手当の経過措置は、平成29年4月1日から施行とするものという規定をしております。

附則第2項としましては、改正条例第1条の改正規定の適用を今年4月1日から遡及して適用することとしてあるものです。ただしとしまして、勤勉手当の引き上げ等につきましては、この本年12月1日から適用することとしたものとなっております。

附則第3項として、遡及適用される前の給与は改正後の給与の内払いとするものと書いておりますけれども、これは給与のほうは4月にさかのぼって改正されますけれども、実際に支払いますのは既に支払いました給与との差額であるとするものです。

附則第4項としまして、改正条例第2条、2つ目の改正条例の扶養手当の改正について、先ほどちょっと触れました扶養手当の経過措置についてですけれども、平成29年4月1日から平成30年3月31日までは経過措置としまして、改正では配偶者の関係が1万3,000円から6,500円になりますが、経過措置の来年度につきましては1万円、子供手当の関係につきましては6,500円から1万円としますけれども、来年度につきましては経過措置として8,000円とするものであります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

議第59号から62号までの一括質疑を受けたいと思います。

何かありませんか。

失礼、61号まで受けたいと思います。

ありませんか。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） 済みません。

最初の条例改正のところで、議第60号です。

○委員長（北川勝義君） ちょっと松田さん、ちょっとマイクを入れて。

○委員（松田 勲君） 最初の条例の改正のところ、議第60号の関係ですけど、その8ページ、9ページのあたりなんですけど、これ今、介護とか養育とか、そういったものは民間も来年の1月から改正されるんです。ちょっとそれで同じように変わっているのかなと思ったんですけど、これは民間だったら93日なんです。これはもう、前のを見たら6カ月になっとんで、半年、そのまま入っているからこれは前から半年なんですか。民間だったら93日となっとんですけど。民間だったら93日で1回しか利用できないんです、介護は。

今回、来年1月から3回まで分けてできるようになるんですけど、それで3回と変更されとんかなと思ったんですけど、この一つ聞きたいのは、この6カ月というか、半年というんか、それは大体もう前からなんですかね。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（原田光治君） この6カ月という期間につきましては、従前から6カ月という規定になっておまして、今回、民間と同様に3回に分割して取得できるようになるというものであります。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） 民間と同様だったら93だと思うんですけど。

○委員長（北川勝義君） 6カ月は別じゃけど。

○委員（松田 勲君） 6カ月よね。だから、6カ月は前からなっとんですね。ちょっと確認なんですけど。

○総務課長（原田光治君） はい、6カ月からになっています。

○委員（松田 勲君） 民間は一応93なんです。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員（松田 勲君） それが1回しかとれなかったのが3回とれると。育休と同じように、前は介護の場合は比率が四十何%だったと思うんですけど、育休と同じ67%に上がるんです、介護休暇をとったら。93日間まではとれる、もらえるんですわ、来年の1月から。

○委員長（北川勝義君） 報酬の、給料の話をしようんですか。

○委員（松田 勲君） それがこっちはどうなるんですか。給料としては市としては払わないんだけど、そういった保障はあるんですか。

○委員長（北川勝義君） 育休と同じことを言ようるわけ、産休と。育休をとった後に、育休のときは給料が出まあ、1年とか何カ月しか出んが、2年とかという、これはどうならというて、6カ月はどうなるか。

○委員（松田 勲君） 育休の場合は、だから出ないんです、さっき委員長言われたように出ない。出ないかわりに保険のほうから67%出るんです、基本給の。



- 委員長（北川勝義君） だからこっちはどうなつたらあとということを言ようる。
- 委員（松田 勲君） こっちはどうなつとんかということです。
- 委員長（北川勝義君） どこなあ。
- 総務課長（原田光治君） 委員長。
- 委員長（北川勝義君） 原田課長。
- 総務課長（原田光治君） 育休、産休と同等の扱いになりますので。
- 委員長（北川勝義君） 産休はまた別じゃ、産休は給料、育休じゃっちゃ、産休は育休たあ違う、産休は。育休と同じ扱いかというて聞きようるんじゃ。
- 委員（松田 勲君） 民間と同じ扱いにならんかと。
- 委員長（北川勝義君） それを聞きようる。
- 総務課長（原田光治君） 育休と同じ扱い。
- 委員長（北川勝義君） いや、育休のときは、要するに育休じゃったら報酬は出まあ。
- 委員（松田 勲君） 報酬は出ないかわりに。
- 委員長（北川勝義君） 出んけど、共済とかのほうから出る、そう。
- 委員（松田 勲君） 健保のほうから民間だったら出る。
- 委員長（北川勝義君） じゃから、うちの市のほうはどうなつとるんならということ聞きようる。
- 総務課長（原田光治君） 一緒です。
- 委員長（北川勝義君） いや、わからん、質問が。
- 総務課長（原田光治君） はい。
- 委員長（北川勝義君） 民間じゃったら育児休暇をとった場合に、育児休暇のお金は出ませんと、1年とろうと出ませんと、ゼロですよと。産休たあ別よ、育休は出ませんよと。しかし、それは国保とかいろいろしとるところから補填で60%とか出るということを松田さんは言ようるわけ。せえで、うちのほうでこういう3年間なっていくので、もし1年間育休、介護保険じゃねえけど、育休のことも出るんかというて、介護保険と同じかというて言ようるわけ、それを聞きようるわけ。
- 総務課長（原田光治君） 共済のほうから出ます、はい。
- 委員長（北川勝義君） 同じように出るん。
- 総務課長（原田光治君） はい。
- 委員長（北川勝義君） ほんまか、おめえ、ふんふんというて。いやいや、合うとんか。
- 総務課長（原田光治君） ちょっと確認します。
- 委員長（北川勝義君） 前田部長。
- 総務部長（前田正之君） 済みません、ちょっと数字的なものが不確定なところがあります。後ほど調べて報告させていただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（北川勝義君） はい。まあそう言うてん、そうせにゃあ違うたらおえんから、まあ後の。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 僕ちょっと気になっと思ったんが1点あったんで、1ページのところで、失礼、1ページじゃなかった、どこじゃったかな、ちょっと待ってよ。

この上げるときにはして、最終的に17項の附則の3ページの17附則で、30年3月31日、要するに29年度までは見ちやるということを言ようらあなあ、これ考えで言うたら。結果的にはええような感じになったなと思うて思ようたら、子供手当、子供の扶養がふえるけえええなと思うて見ようたら3,000円減らすというこっちゃん。1,500円ずつ2回見ちやるというだけのこっちゃん。28年度へ1,500円、28年度見てもろうて29年度も1,500円見ちやるというだけのこっちゃん。そうじゃな、課長。

○総務課長（原田光治君） はい、そうです。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

○総務課長（原田光治君） そのとおりです。

○委員長（北川勝義君） せえで、これは見てもろうたほうが1,500円でも助かるけえええようなもんじゃけど、変な話じゃな、これちょっと今言ようるのは。手続があるけええというて、余りぼっけえこたあねえ、普通じゃったらさかのぼるとかというてやって、適用で延ばしてもらうのがええのがあると思うけど、国の経過措置じゃけえどねえしようもねえんかもしれんけど。もう赤磐市にはこれは全部こういう対応というだけじゃな。

○総務課長（原田光治君） 扶養手当の関係。

○委員長（北川勝義君） そうそう。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（原田光治君） この改正、これも人勧に準じた扱いとなっておるんですけども、来年4月……。

○委員長（北川勝義君） 何でこんなことを聞きようというたら、僕は関係ねえけど、ちょっと話変わる、請願で、言うたらええんじゃけど、請願じゃのうて要望書が赤磐市の職員組合の、失礼、教職員のほうから出てきとる中で、そういういろいろな休みとかいろいろなことが出てきとんで、どういふかな、どこを言うたかな、ちょっと待ってよ。

赤磐市の校長会会長、幹事長から出てこれとんで、こういう中でいろいろアンケートやこうした中で要望が出てきとる中で、勤務の空白の解消じゃとか、いろいろ教育の貢献度がというていろいろ出てきとる中で、これにはこの赤磐市の職員じゃな。ならこれできるように入っとな、この要望を何ぼか聞いてあげとん。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

○総務課長（原田光治君） 校長会からの要望の事項の内容につきましては、現在教育委員会と内容を検討といえますか、協議中でございます。この議案として上がっているこの内容につきましては、国家公務員の取り扱いに準じまして改正をしようとするものです。

○委員長（北川勝義君） いやいや、それはわかっとなる。そういう意味じゃのうて、ちょっとわかった。

9月15日に出したようになって、今度は12月議会へ出てきて要望書が出てきとるから、そうじゃな、出てきとるから議長のほうへも9月15日に出て議会へ出てくるのに、要望書じゃからあえて言わせもらう。このことが網羅されとんか、何ぼかこれ人事院勧告というのはわかっとなるわけ。その人事院勧告というのを、ほかのこともあろうから、この赤磐市の、県職員じゃねえ、赤磐市の職員じゃな、やこうはできとんかなということと言いたかったわけ。それはまだこん中へは全部は網羅してねえということ。これは人勧だけのことをということかな。人事院勧告だけで、何らこれできてねえわけじゃな。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、原田課長。

○総務課長（原田光治君） 一部の休暇の導入ですとか、実現できそうなことにつきましてはそれに向けて準備等いたしておりますけれども、なかなか即答できないものですとか、検討に時間を要するものもございますので、この議案とは別のとこですけれども、一部可能性のあるものにつきましては前向きに……。

○委員長（北川勝義君） いやいや違う、違う。僕の言いたかったんはそんな話をしょんじゃねえ。9月15日出てきとるから、9月15日じゃから市長に、9月15日に出とんじゃったら、9月というたら9月じゃけえ、今12月じゃから大分できとったんじゃねえ、これ人事院勧告が出るのはわかり切っとなることやっとなるで、何ぼか反映されとんかなと思うて今ちょっとそれを聞きたかったんで、なかったらまた今度してあげりゃあええんじゃけど、しかしながら、いろいろこういう問題、市の任用職員がやっぱりいろいろ問題も起こしとることがあるわけ。申しわけありません、まことに申しわけありませんでしたというて、城南だよりとか出てきとるから、これは赤磐市で任用しとる職員がしとるとかというて、悪いええは僕はもう関係ねえ。教員の応援をしたげてんじゃ、そういうなんが出とるから。そういうもんの人でこう出してきてというたら、矛盾点が物すげえあるなと思うて僕は思ようるけど、せえで、できることは教育委員会と当然お話をしてあげてやっていただきゃあええんじゃ。やるなやこう言うんじゃありませんから、やってもらやあええんじゃけど、どうこうというけちをつけよんじゃねえんじゃけど、せっかくここで、人勧でするんじゃったら、一緒に何ぼか踏まえてやりゃあええんじゃ。まだ時間ができてねえというんならそれでええんじゃ。

ひょっとしたらこの中へも何ぼか入れてくれとんかなとちょっと思ってたんで、今それを聞きたかった。期間が11月に出たとか12月に出たんじゃったら、もう、出たというんが、その内容が、これを見たら我々の議会のほうへは出とるけど、9月15日に議長宛てに出とるからな、これ議長、市長宛てに出とるから、そしたらもう3カ月がたつとんじゃねえかというのをちょっと言いたかったんで、できてねえんじゃったら今後考えていただきゃあ、そのことはどうこ言ようんじゃねえんで、すぐ即答でできる話じゃねえ、教育委員会に相談しようというこでええと思うんじゃけど、ちょっとどんなかなと思うだけです。

はい、前田部長。

○総務部長（前田正之君） 先ほどの委員長からのお話であります、学校関係等を中心とした市費の職員の処遇についていただいております要望につきましては、現在、教育委員会と内容につきまして精査をしている最中であります。つきましては、今回のここで上程させていただきます内容につきましては、人勸準拠ということで、今後作業のほうを進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（北川勝義君） はい、わかりました。

もう、いや、僕が言いたかったのは、人勸もあつて9月に出とるから、やっぱりここで言うたら12月じゃからもう3カ月近うたつとるから、こん中へ何ぼか見てあげてもえかったんじゃねえかなというのを言いたかった。せえとかすなとかということをも命令、また執行権に介入じゃというて、そんな話をしょんじゃねえんです。

それから、今言ようんのも、赤磐市の任用職員がしたことで問題点もぎょうさんあるんが、自分の問題点を直さずにこっただけやるというのは、要望もおかしいし、それから、今やらにゃあおえんことがあるんじゃたら、はっきり言うて9月じゃから、もっと議長宛てまでに要望書やこう出さずに、市長、教育長とかという話の中で話を詰めてこられるべきじゃねえかというのを僕は言いたかったわけ。飛び越えとるということを話、赤磐市が9月15日に出てきた、市長も教育長もやらないというて放り投げたら、議会へ出してもらやあええと、議会へ出さにゃあいけんというん、この順番が間違うとるということを言いたかったんで、その云々の話をしょんじゃのうて、今後気をつけて、そこのところをやってください。

教育しとんじゃたら、全部しちゃれえとか、すなということと言よんじゃありませんので、そういうことは、よう内田副市長が執行権の介入じゃ、執行権には介入しようりやあしませんから、そういう意味のここの委員会でも言わせていただきようことで。はっきり言うて、議長さん来られて、議長もおえんということはねえ、ああそれは出しなさいよというて、議長も悪い意味は全然持ってねえと思う。それ今度議会までいく前、ちょっと前に処理してほしかつたというのを言いたかったんで。

以上です。

他にありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私のほうから、59号と61号ですか、この2つに関して、かぶるところもあるので同時にお尋ねをさせていただきます。

お給料を上げさせてほしいという内容のものでありますけども、これは総額するとお幾らになるんでしょうか、まずその点から教えてください。

○委員長（北川勝義君） ええか。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

別に分ける、給料と。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、総額を教えてください。

○委員長（北川勝義君） ざぼつとでええから。どうせ補正予算ここでしとんじゃろう、してねえんか。

○総務課長（原田光治君） 給与改定と……。

○委員長（北川勝義君） じゃから、全部。

○副委員長（佐々木雄司君） もう一回言いましょうか。

○委員長（北川勝義君） 全部、報酬も関係。

○副委員長（佐々木雄司君） もう一回言いましょうか。はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ですから、今回のこの条例に関しまして、人件費というものがどのぐらい割り増しになるんですかということをお尋ねしております。

大体2,100万円か何かじゃったか。

○委員長（北川勝義君） 2,000万円ほどじゃな。

○副委員長（佐々木雄司君） 何かちらっと聞いております。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（原田光治君） 給与改定と勤勉手当のアップ分を含めまして、全体で2,100万円。

○委員長（北川勝義君） 2,100万円、全体じゃな。

○総務課長（原田光治君） はい、全体です。

○委員長（北川勝義君） 何人かな。

○総務課長（原田光治君） 職員数が527人です。

○委員長（北川勝義君） いや、任用とか臨時も皆入れて。

○総務課長（原田光治君） いえ、それは正規職員。

○委員長（北川勝義君） ああ、臨時は関係ねえんか。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員長（北川勝義君） 正職で527人で約2,100万円な。

○総務課長（原田光治君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 佐々木さん。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、職員さんはいろいろな職員さんいらっしゃると思います。一般職、一般職の幹部、保育園、幼稚園、先ほど出ました市のほうでお雇いになっている教員、教育現場の方、医療関係についてはお医者さん、看護師さん、いらっしゃるわけですが、それぞれどういうアップの仕方になるのか、あるいは対象となる方によってはこの部分は減額になるんですよというようなものがありましたら、ちょっと詳しく御説明いただいでよろしいでしょうか。

○総務課長（原田光治君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、課長、どうぞ。

○総務課長（原田光治君） まず、一般行政職で言いますと、全体で平均0.21%の引き上げ率なんですけれども、これは一律ではありませんで、若年層につきましては1,500円のアップ、それからちょっと傾斜的に年齢が上がりまして、幹部職員になりますと平均で400円程度の単価アップとなっております。

その他の職種につきましても、ちょっと保育園等は、詳細私持ち合わせてないんですけれども、同じ給料表の適用をしておりますので、アップ率につきましては同じような流れになっております。また、医療職給料表とか別建ての表、技能職の表とか給料表とかあるんですけれども、それにつきましては、この一般行政職の人勧のアップ率に倣いましての改定となっております。

医療職等につきまして、また全然内容的なものが違うというのはあるかもしれませんが、市が準拠しています人事院勧告の関係で言いますと、この一般職の関係は全国の1万1,000事業所の約45万人程度の給与を調査して出した数字ということなんですけれども、この専門職につきましても人事院のほうで調査しております、全国で4万人程度のそういう職種別の給与を調査しまして、給料表の改定に当たる人事院勧告を出しているということで、それに準じた当市の取り扱いをすることといたしております。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 詳しくありがとうございました。

じゃあちょっとごめんなさい。財務部長でも構わないんですが、今回補正予算のほうで、今回のこの給与改定に基づく人件費の減額あるいは増額みたいな形を出していただいていると思うんですが、増額部分というのはどれどれになりますか。

○委員長（北川勝義君） それはもう予算のときに入ってやろう。

○副委員長（佐々木雄司君） ああ、予算のときですか、はい。わかりました。じゃあそれは予算のときに、ちょっとまた聞かせていただきたいと思ひまして、じゃあ、この内容についてお尋ねをするんですが、先般、一般質問の中で、経常収支比率、この人件費の入っているものでありますけども89.5%ということで、総務省さんとかが求められているその平均値から比べると9.5%ぐらいまだ改善のよろがあるということです。

そういった話の中で9.5%というものの中には、当然多くを占めている人件費、こういったようなところの圧縮にも努めていかなければいけないとなってくると思うんですが、そういったようなときにこれを上げてこられるということについて、人事院勧告から離れて赤磐市の独自の判断というもの、赤磐市の現状に合わせた独自の判断というものは裁量として与えられているんですか、与えられていないんですか。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

○総務課長（原田光治君） その国の人事院の勧告に準拠するかどうかというのは、各自治体の判断にする部分もあろうかと思われまはすけれども……。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、もうだから判断がどうかと聞いているだけですから。

○総務課長（原田光治君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） いいわけは聞いてないです。どっちなんですか。

○委員長（北川勝義君） じゃあから今言よんのはな、人事院勧告が公務員の労働権が行使されんから、そのかわり人事院勧告でやっていくんじゃということを知いて、ラスパイから皆見てから、国の職員とのでいくということで、きちっと人事院勧告が認められとると。ただ、するかせんかは市町村が判断じゃと言やあええんじゃが、そねえああじゃこうじゃ、わけのわからん、たったそれだけのことじゃねえんか。違うんか、違うたら何か言うてみてくれ。

○総務課長（原田光治君） 市町村の判断……。

○委員長（北川勝義君） 佐々木さんもようわかって聞きよんじゃから、それ言うてくれえっちゃ。やりてえとか、赤磐市はここで人事院勧告出たけど、これ否決されてしないというたら人事院勧告せんもんじゃから、人勧。やるとこはやるし、じゃから人勧、完全実施してくださいというて今言ようることの、違う、言ようこと。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、さきに向こうの返事をもらってください、どうなのか。

○委員長（北川勝義君） ほんなら、下山委員、質問。

○委員（下山哲司君） いつも言ようことで、答弁するときに同じことを聞かれていつも違う答弁をせんようにというて、前にも注意しといたんで、これはもう決まったことなんじゃから。毎回毎回あるんじゃから、同じ答弁をするように決めとけばええんよ。聞かれたことを、違うことを言うから話がおかしゅう、わざとに聞こうと思うて、聞きよんかと思うてへりで聞

くんじゃけど、そうじゃなしに、もう委員長が言うたように、決まったことなんじゃから…  
…。

○委員長（北川勝義君） するかせんかは市町村の考えじゃいうて言うたんで。

○委員（下山哲司君） もうじゃから、それはもう、ほんなら担当がかわったら答弁が変わるわけじゃないんじゃから、その辺だけもういつも徹底するようにしてくださいよ、もう。そうせんと、聞きょうて見苦しい。

○委員長（北川勝義君） はい、原田課長。

○総務課長（原田光治君） 当市としましては、人事院勧告に準拠をお願いするものであります。

○副委員長（佐々木雄司君） そんなこと聞いてない。

○委員長（北川勝義君） じゃあから、今言ようる、人事院勧告は完全実施してくれというのは、あなたらの要望じゃ。人事院勧告は国から指定されて、労働権のことがあってそうになってきて、これでええんじゃ、それはもうわかっとる、皆。じゃから、市町村によってどうするんならと、するかせんかというのは権限、赤磐市はしないというてもええんかというて。

○総務課長（原田光治君） 赤磐市の判断です。

○委員長（北川勝義君） そうそう、それを言いたかった。

はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 市の判断であるに、その市の判断のもとになってくるのが、先ほど来から御説明いただいておりましたら、人事院勧告がもとになるんだというお話になってくるわけですが、人事院勧告は御存じのとおり、先ほど課長のほうも御認識を示していただいたように、全国のものに関して人事院というものは公務員に対しての勧告であります。残念ながら皆さん地方公務員に対しての勧告ではないわけです。そういった話の中で、公務員との差を埋めていかなければいけないということになったら、そういった御判断をされたいということでありましたら、その公務員と皆さん方がどこまで合わせるんですかというところが、私は問題になってくるんじゃないかなと思うんです。

というのが、私たちの赤磐市の平均年収というのは、全国の平均年収より大きく下回っているわけです。大きく下回っているにもかかわらず、皆さん方は全国の平均年収にあわせていくとおっしゃられるわけですか。この差というものについては、どういう認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、佐々木さんええか。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、その認識は大切なんで、聞いていただいていいですか。

○委員長（北川勝義君） いや、違う違う、それはもう部長とか課長が答える、市長が答えるようなこっちゃけど。悪いけど、ちょっと佐々木委員の一般質問とかどうこうというのは別で、誤解しとんのは、人事院勧告のもとじゃから、それをするかせんかは議会も承認して、執



行部が出すか出さんので、これは赤磐市が再建団体のようなことになったら出さんわな。やるかもしれんけど、なっとったら議会も認めんかもしれん、認めるかもしれん。しかし、そういうのは生活も職員もあるから出されてきょんじゃから、これについては市長のほうが、今言う全体の予算の話とかどうこうじゃなしに、もうどうするか、今佐々木さんの言ようこともわからんこたあねえんじゃ、全国の、東京と比べて格差があるところの。

はっきり言うて、この間の全協でも議運でも言うた。報酬が100万円、議員報酬をもらようとこと、議員報酬30万円のとこと一緒に比べて話をしちゃあいけんというけど、皆さんが出しましょうと言うたらよろしいと言うんと同じじゃけど、僕は反対じゃろうとよろしいという、今考え方の、言ようことわからんかもしれん。

市長のほうがじゃからどういうことを今言うたということで、どうするというのを考え方だけちょっと言うちゃってください。そうせなんだら、それでもうええともう、原田課長がああじゃこうじゃと言うたところでしゃあねえんじゃねえかと思うて。わかります、今市長、今言よう意味のことが、わかります、言ようこと。

ほんなら、友實市長。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 市長。

○市長（友實武則君） この人事院勧告に関しては、これまでも議論を続けておりますが、国のほうで標準賃金、民間ベースを調査して、それを受け、そして岡山県のほうで、岡山県内の情勢を調べてこれが岡山県も実施するという方針を出しております。これに赤磐市も従ってやるという判断でございます。

そして、赤磐市の給料も市役所職員の給料も決して高いほうじゃあございません。この職員のモチベーションを確保する意味からもしっかりと実施し、そして定数等は標準の自治体の定数になるよう削減しながら、行革を推進しながら財源を確保しながら実施するものでございます。御理解のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 理解できません。理解できるわけがない。できるわけないですよ。市長、お尋ねしますけども、市長がこのたび財政が好転したんだというところの根拠にされているのは財政健全化アクションプランであって、94の項目ですよ。この94の項目では市民に関係する予算というのは削減されにされまくっているわけです。市民に削減を求めておいて自分たちの給料を上げるんですか。

そんな高い給料だとは考えていらっしやらないようですけども、平均年収というのは、一般国民の平均年収というのは429万円です。それに対して市役所職員の平均年収は556万円でしょ

う、平均年収より高いんですよ。それに対して皆さん方が納税を受けている一般の市民は248万円と平均より低いんですよ。それをどうやって理解しろと言うんですか。だから、考え方が重要なんですよと、どういうお考えで上げるんですかということをお尋ねしているんです。

岡山県の調査、岡山県の調査と言いますけども、赤磐市の、先ほどの話だと赤磐市で独自の判断できるんでしたら、赤磐市独自の調査というのをおやりになられているんですか、市場調査。

一般、私立の幼稚園というのはいないんですね、うちの赤磐市、平均的に岡山県内でもいいんですけども、私立の保育園、幼稚園、こういったようなところで働いていらっしゃる方の平均賃金ってお幾らですか、じゃあ。答えていただける方、いらっしゃいます。

○委員長（北川勝義君） 佐々木さん、議案の上程を出して条例の変更を出しとんで、これはもう佐々木さんがやるやらんとか考え方の、間違うて財政のいろいろ言い方はあると思う。今市長が答えた話の中で、反対じゃったら仕方がねえんで、そのことは了承してもらわなんだら、人勧でもしてもらわなんだら、我々も、僕も自治労の委員長もした、いろいろやりようたけえ、もうはっきり言うて認める認めんじやのうて、制度じゃから、扶養手当が1万3,000円が6,500円になるんじやと、配偶者になるという、これおえんというて言うたところでもうどねえしょうも、決まったことの話になってきて、ただ赤磐市が過去にもこれから人事院勧告聞かないんですというようなことがありゃあ、これはたまたま下がったんも聞かにゃあおえんし、上がったんも聞いていかにゃあおえんのじや。これはまあ赤磐市の人事院勧告が政令指定都市みてえになつとりゃあ、人勧が独自で持つとりゃあええんじやけどないんで、やっぱりこれには準じてもらはんじやったら、出されたことに肅々とええか悪いかの判断をしていただきてえと思えます。

その内容の流れがどうのこうの、給料が民間がどうこうというたら、言い出したら切りがねえ話になるんで、ちよっ、ちよっ待って。そういうことで、ちよっ締めさせてもらいてえと思うんで、佐々木さんの発言をとめるわけではねえんですけど、そういう意味で。

せえで、ちよっ一つ聞きてえんですけど、2ページのとこの配偶者が1万3,000円が6,500円になるとか、子供が、子供のはええんです、上がっていくから、これは何ぼまで所得じゃったか、配偶者控除がとれるのは、今までは。配偶者控除が上がったんじやねえかな。上がってねえんかな、上がる上がるというて、今国会でああじゃこうじゃ言ようんかな。

○委員（松田 勲君） 150万円。

○委員長（北川勝義君） 前は何ぼじゃったんか、100何ぼじゃったかな。

○委員（松田 勲君） 103万円。

○委員長（北川勝義君） 103万円かな、それが今国会へ出とんが103万円が150万円になる、じゃがまだこれ決定じゃねえ、この今国会かなあ。

○委員（光成良充君） 150万円でしょ。

○委員長（北川勝義君） 今国会じゃな。いうのは、これ……。

○委員（松田 勲君） 2段階ある。103万円と130万円と。

○委員長（北川勝義君） 150万円までなったら、こんだら頑張れるけえええわな、配偶者手当がふえてもろうてもらわんでもできるけど、この措置はどうなる。そりゃあ、これはもう関係ねえん。今の103万円のままでいくんかな、こりゃあ。決まってねえけえ、103万円でいくということ、じゃろう。いや、配偶者控除の、微妙なところは102万円、104万円もらようる者は103万円でやめときゃあええけえ、わかる、言ようること。

いや、103万円でいくんじゃろうということと言ようる。

○総務課長（原田光治君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

○総務課長（原田光治君） 現行の103万円です。

○委員長（北川勝義君） はい、わかりました。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 課長、答えやすいやつには笑顔で答えて、答えにくいものに関しては顔をこわばらせてというわけにいかないですよ。さっき私がお問い合わせさせていただいた、一般の私立の保育園や幼稚園、こういったようなところで働いていらっしゃる方の賃金というのはどのぐらいなんですかということをお尋ねしているんです。おつかみになられているんですか、ならないんですか。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

○総務課長（原田光治君） 保育園の民間の方の賃金につきましては、ちょっと手元で把握し、おりません、済みません。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、大丈夫です。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ちょっと補足なんですけど、さっき佐々木副委員長がいろいろ言われようる、民間の話をされようなんですけど、実際、人事院勧告の人勧から各企業に調査が来てます。毎年。うちも来てますし、そういった扶養手当のこととか交通費のこととか、基本給のこととか、従業員が何人で平均年齢が何歳とか、かなり詳しい資料を提出するようになっております。だから、それを基準にしていると思いますので、だからそれは……。

○委員長（北川勝義君） 松田さん、それは言われな、それを言うなあ松田さん大企業の話じゃから、例えば零細企業の8人おるところへは来ないんじゃから、大きいところじゃ。

○委員（松田 勲君） いやいや、そりゃあ……。

- 委員長（北川勝義君） 大きいとこじゃ。
- 委員（下山哲司君） するところは決まっとんじゃ。
- 委員長（北川勝義君） うん、大きいとこじゃ。
- 委員（松田 勲君） いやいや、うちは大企業じゃあないけどな。
- 委員長（北川勝義君） いや、大企業のとこ、大企業というんじゃけど、そこそこ大きい。
- 委員（松田 勲君） 中小でも来てるし、そういったことを。
- 委員長（北川勝義君） 小めえとこは来んのじゃ、10人のとか5人のとこは。
- 委員（松田 勲君） まあ出されとると思うんで……。
- 委員長（北川勝義君） 10人のとこは来ん、全部じゃのうて。
- 委員（松田 勲君） 大きな乖離はないと思う。
- 委員長（北川勝義君） 選ばれとるとこだけじゃ、そりゃあ、何かの。

何が言いてえというのは、松田さん、公平に調べてやっとるから、こうこうで、せえで人勧がしとんじゃけんということと言わんとしょんじゃから。

- 委員（松田 勲君） 基準はそりゃあどこの基準…。
- 委員長（北川勝義君） いや、じゃけえ制度の話をしょんじゃろう、松田さんはな。
- 委員（松田 勲君） そういふのは実際いろんな小さい会社でも来てるよという。
- 委員長（北川勝義君） 来てねえ会社もあるんじゃ。じゃけえ、抽出で出てくるんじゃけど、出てくるんじゃけどな、今言うのはやっぱりええとこのを出していきょんじゃけど、そりゃあええんじゃけど、別にええとか悪いとかで言うんじゃのうて、これは人事院勧告なあ、人勧がねえ、はっきり言うて労働権がねえから、スト権がねえからというんで人勧をしましよというてなつとる制度じゃから、これはもうええ悪いとか、こんなこと論じよつたら、共産党と自民党が話をしょんの、いつまでたつても合やあへんっちゃ、ずうっと平行線じゃ。じゃからもうそりゃあ……。

- 委員（下山哲司君） 委員長、よろしい。
- 委員長（北川勝義君） ちょっと待って、それはもう一つのこっちゃから、これについて内容がわからんというのを聞かれたり、それから納得いかんというのを、せえから、今言う、原田課長、今きょうさっきも言うたこと、この場だけが済んで終わりじゃのうて、今佐々木さんが今言われたのは、私立の保育所やこうの賃金はどうなつとるかというて聞かれようる。じゃから何ぼかというたら、私立の保育所は赤磐市にあるんじゃから、どういう賃金になつとるといふのもこれも調査してくださいって、次のときでも委員会でもええ、できましたよというのを何ぼかできたというのを出してほしい。

あんたら、今言うた、ここできょう聞いたけえこれで終わりじゃ、来月これ出てこなんだから、そういう考えじゃねえようにしてほしいということ、僕もあえて言わせてもらう。

- 委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい。

それよろしゅうお願いしますから。

はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 前に私が三役の給料の減額の話をしたときに、市長が岡山市におられたときは、全国の給料、減らない会の何か会に入っとるから、職員の給料は減しませんという言うたんじゃ。もう一遍言うたんじゃから、それを徹底、それだけで通せばええんで、ああじゃこうじゃという必要ねえんじゃ。市長が自分の考え方をもう冒頭で言うたんじゃから、そうでしょう、市長、覚えとろう。じゃから、もう三役の給料を減さんのに職員の給料を減すという話にはならんんじゃから、じゃから人勧がやれえと言うたら従うてやらにやあいけんのじゃから、考え方がそうなんじゃけえ。じゃからもう佐々木君、そう言うてもおえんのじゃけえ。

○副委員長（佐々木雄司君） 言うてもおえんことじゃない。

○委員長（北川勝義君） 言ようらにやおえん。

○副委員長（佐々木雄司君） いけんちゃ、そのまま終わらされたら。

はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私の名前が出て、そんなことを言うちゃあいけんというような御指摘もあったんですけど、申し上げるのが市役所に対してここがどうですかと、こうあるべきじゃないですかと申し上げるのがお仕事なので、私の考えと私は公務員改革、今赤磐市に一番必要な改革だと思っておりますから、その私の姿勢、考え方に従って、この場でこの議案を照らし合わせたときにこう思いますよということを、御質問という形で皆様方に問うとるわけですから、言うちゃあいけんという話になりましたら、私バッジを外さんといけんようになるんでね、そこら辺のところは御理解いただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） このことについて、いろいろまた論議があったり、いろいろ考え方があると思うんですけど、人事院勧告で人勧が赤磐市にあるんじゃったらまた考え方は違うんで、赤磐市には人勧はありませんから、これ国に準じてやるということになっとなんで、このことに関してのはこれで終わりたいと思います。

皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、次に移りたいと思います。

次に、議第62号赤磐市税条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）、手数料か。これは別々じゃな、課が違うな。

なら議第62号を議題とします。

執行部のほうから説明を願いたいと思います。

○税務課長（末本勝則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、末本課長。

○税務課長（末本勝則君） それでは、議第62号赤磐市税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

財務部資料1 ページ、新旧対照表は35ページから43ページをごらんください。

改正理由等につきましては、本会議で御説明させていただいたとおりでございますが、主な改正点は、個人住民税の納税義務者で外国においてその法令に基づき所得として取り扱われた利子等、または配当等を有するものに対し、当該所得を分離課税とし100分の3の税率を乗じて得た額を所得割として課するものでございます。施行日は、平成29年1月1日でございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

何か質問ありますか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません。お尋ねなんです、これいわゆる企業名が出ますので企業名などを後でちょっと削除、委員長お願いしたいんですが。

○委員長（北川勝義君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） いわゆる・・・さんとかあいったようなところの、要するに日本国内で販売をしているにもかかわらず、外国に本社があるから、要するに課税対象が難しくなりますよというものを、国のほうが法改正する中で、私たちの赤磐市も法改正に伴う条例改正なんだというような内容でよろしいですか。

○税務課長（末本勝則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○税務課長（末本勝則君） このたびの改正は、ここに書いてあります外国って書いてありますけれども、実はこれは台湾を指しております。少し法改正の説明をさせていただきたいと思うんですが、かねてより租税取り決めということで、条約を結びまして外国と日本は同じような租税の取り組みをしておりました。しかし、台湾は国ではございませんので、そういう意味で条約が結べないということで、平成27年に協定、取り決めを結んでおります、日本と台湾との間で。

その日本と台湾とで取り決めを結んだ内容が、外国で結びます条約と同様の内容となっております。このたび少し長い法律でございますけれども、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の中で改正を行いまして、台湾からそういった利子、配当を得た者で日本に住んでいる方については、特例を持つということでございま

すので、限定として、この法律の取り決めとなっております相手国の外国とは台湾を指すもの  
でございます。

これは法律の政令で決められておるものでございますんで、台湾がまたふえる可能性もある  
んですけども、今の現在のところは台湾という形になっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ終わりたいと思います。

続きまして、議第64号赤磐市手数料条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第28号）を議題  
とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほう説明願いたいと思います。

○消防本部予防課長（矢部敬史君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 矢部課長。

○消防本部予防課長（矢部敬史君） 議第64号赤磐市手数料条例の一部を改正する条例につい  
て、消防本部の1ページ、それから新旧対照表の49ページをごらんいただきたいと思います。

その部分の第6条第5項のところに係るものでございます。これにつきまして補足説明をさ  
せていただきます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災を受けまして、平成25年10月3日付、消防危  
第171号で、震災時等における危険物の仮貯蔵、仮取り扱いの安全対策及び手続についてが示  
されたことにより、本市においても震災時等における危険物の仮貯蔵、仮取り扱いの安全対策  
及び手続についてのガイドラインを作成し、平成29年4月1日から施行する予定にしていま  
す。そのガイドラインの中において、危険物の仮貯蔵、仮取り扱いの申請手数料を免除する項  
目があることから、赤磐市手数料条例、平成17年赤磐市条例第60号の一部を改正するもの  
です。

主な改正内容といたしましては、条例第6条第5項に、第1項の規定にかかわらず、別表2  
及び別表2の2に掲げる事務については、赤磐市からの申請に限り手数料は免除することがで  
きるとあることから、別表2中の1の項を取り除くことにより、赤磐市以外の事業者の申請に  
よるものも免除を可能にするものでございます。

免除できる範囲につきましては、今回の一部改正に合わせて新たに制定する赤磐市消防手  
料の免除に関する規則を定めて、その範囲とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） ああ、あったん。

○総務課長（原田光治君） 済みません。

○委員長（北川勝義君） 失礼。はい、原田課長。

○総務課長（原田光治君） 同じ手数料条例の後段の別表第3の改正の関連、市民課関係になりますけども、委員会付託の関係で総務課のほうから説明させていただきます。

総務部の3ページの後半になります。こちらの改正のほうですけども、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定に伴いまして、当該条例の一部を改正するものとなっております。

主な改正内容につきましては、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対しまして、国外犯罪被害者またはその遺族の戸籍の証明を無料で行うことができるように、別表第3に関係法律名の追加を行うものであります。

この法律の中の規定によりまして、市町村条例で定めることとなっております、この改正をさせていただきますものです。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問はありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私のほうから、市民課のほうの国外犯罪被害弔慰金というんですか、支給に関する内容についてお尋ねをするんですが、課長、よろしいですか。

国外犯罪被害ということなんですが、国外犯罪被害とは何を指すのでしょうか。ちょっと例示していただいて、こんなものですよということを教えてください。

あと、その遺族、被害者本人またはその遺族の戸籍の証明を無料で行うことができるということなんですけども、誰がどんなときにこの証明が必要となるのでしょうか。どんなことを想定されているのでしょうか。

○委員長（北川勝義君） はい、原田課長。

○総務課長（原田光治君） 法律の中の定義がございまして、国外犯罪行為としましては、日本国外で行われた人の生命、身体を害する故意の犯罪行為ということですので、昨今ちょっとふえております国外でのテロ行為に巻き込まれた場合の想定と思われます。

○委員長（北川勝義君） いや、テロじゃのうて災害やこうもじゃねえんかな。

○総務課長（原田光治君） はい、テロ、災害、はい。

○委員長（北川勝義君） フィリピンじゃオーストラリアであったような。



○副委員長（佐々木雄司君） うん、それ犯罪じゃない。

○委員長（北川勝義君） 災害の犯罪。

○総務課長（原田光治君） 犯罪行為です。

○委員長（北川勝義君） 犯罪だけか。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員長（北川勝義君） テロ行為とか殺人とかだけじゃな。

○総務課長（原田光治君） そうですね、国外で行われた人の生命、身体を害する故意の犯罪行為というふうに定義されております。

その犯罪被害者というのがどういうものかとしましては、国外犯罪行為により死亡し、または障害が残った日本国籍を有する者というふうに書かれております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

ちょっと、下山さんおって、下山さんおって。下山さんおってえ。すぐするけえ。

よろしいか、えかろう。

○副委員長（佐々木雄司君） ああ、はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければこれで終わりたいと思います。

11時15分まで休憩とします。

午前11時2分 休憩

午前11時14分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

執行部のほうから、先ほどの答弁漏れがありましたので、答弁していただきたいと思えます。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、原田課長。

○総務課長（原田光治君） 先ほどの議第60号での松田委員がお尋ねの、介護休業手当金に関してですけれども、給付要件としましては、2週間以上の介護休暇を取得した者に対しまして3カ月を超えない期間で40%、100分の40出るものであります。

○委員長（北川勝義君） 3カ月超えなので100分の40。

○総務課長（原田光治君） 以上です。

○委員長（北川勝義君） 3カ月超えなので100分の40。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員長（北川勝義君） 3カ月超えたらおえんのじゃな。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員長（北川勝義君） 3カ月までじゃな。

○総務課長（原田光治君） はい。

○委員長（北川勝義君） 何ぼじゃ言うたかなあ、以内が。

○総務課長（原田光治君） 100分の40です。

○委員長（北川勝義君） 40%じゃな。

○総務課長（原田光治君） 40%です。

○委員長（北川勝義君） 松田委員、よろしいか。

答えだけじゃけえ。

○委員（松田 勲君） 確認ですけど。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） 40%というんですけど、今民間も42%か43%なんですよ。来年1月から67%に変わるんじゃないけど、変わらないんですね。今はそうで、変わらないんですね。民間は、通常は来年1月から変わるんですけど。

○委員長（北川勝義君） 今のなあ、今松田委員言われたんが、3カ月以内が40%までしか出んというこっちゃから、どねんしようも、今のとこ、なかなか育休取りにくうならなあ、もうちょっと出なんだからな。

ほんなら、これで終わりたいと思います。

続きまして、議第76号平成28年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）を議題としたいと思います。

皆さんにお諮りいたしますが、各部ごとに説明をしていただいて、部ごとで説明をいただいた上に質問を受けますか、それとも質問は説明一括で質問を受けるか、どういたしましょうか。

私の考えでは、各部ごとで説明いただいて、そのたびに質問していただいてやりたいと思います。それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） はい。

それでは、1番、総合政策部か。

○議会事務局長（奥田吉男君） 済みません、委員長。

○委員長（北川勝義君） 失礼、それでは、議会事務局長のほうから、議会事務局のほうからお願いします。

○議会事務局長（奥田吉男君） 予算書のページで言いますと13ページ、それから補正予算の予算説明資料では7ページの上段をお開きください。

今回の補正の主なものは、9月の議員辞職に伴いまして、報酬、期末手当及び政務活動費の不要になった部分を減額しておるのが主なものです。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 議会費のほうは今局長のほうから説明がありました。  
議会費につきまして、何か質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、議会費は終わりたいと思います。  
続きまして、総合政策部のほうの関係について説明願いたいと思います。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） それでは、総合政策部の資料のほうもごらんいただければと思います。

1 ページのほうに平成28年度の一般会計補正予算（第5号）について記載をいたしております。説明をさせていただきます。

このうち、秘書企画課関係につきましては、歳入といたしましては、予算書の10ページ、11ページ、説明資料では2ページ、3ページになります。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、1目の総務使用料、2節のバスの使用料ということをございまして、市民バスの使用料ということで、1回当たり200円掛ける590人、11万8,000円の使用料を見込んでおります。

それから、17款1項寄附金、1目一般寄附金、1節の一般寄附金で、これは……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと徳光参与、ちょっと聞きにくいんじゃない、もうちょっと声を大きく。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

これにつきまして、市民バスの運行にかかります寄附金を60万円歳入を見込んでおります。この市民バスの運行委託料でございますけども、あっ、済みません。

歳出で13ページになります。説明資料では6ページ、7ページをごらんください。

2款の総務費、1項の総務管理費、6目の企画費、13節の委託料71万8,000円、これは市民バスの運行委託料ということでお願いをいたしております。

この運行委託料につきましてですけども、利用しやすい公共交通のあり方を検討していく、あるいは運行体系の見直しを図るために、本年度公共交通に関する地域のニーズについて把握することを目的といたしまして、赤坂地域及び吉井地域の方々にヒアリング調査を行っております。

近年、路線バスが減少してきておりまして、それにつながります、吉井地域でいえばデマンドバス、それから赤坂地域の市民バス、これらとの接続時間が大変長くなるなど、利用しにくい状況になっております。特に高齢の方であるとか、病気を持っている方なんかにつきましては、病院や診療所に行くのに大変乗りかえ時間が長くなっておりまして、負担になっていると

いうふうになっております。

このたび、岡山東農業協同組合から10人乗りのワゴン車を寄附していただけることになりましたので、この車両を活用いたしまして、診療所や医院への通院に不便を感じている赤坂、吉井地域の通院バスとして試験的に運行いたしまして、地域のニーズの調査をしたいというふうを考えております。

これらの調査をもとにいたしまして、来年度の早い時期にまちづくりとの連携、地域の全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ等を考え、住民の協力や関係者と連携をしていく、そういったことを盛り込みました地域公共交通網形成計画、これを策定いたしたいというふうを考えまして、今回の運行につきましては、そういったニーズ調査を行うことを目的として実施したいというふうを考えております。

なお、運行経路でございますけれども、最後のところに案をつけさせていただいております。

上部につきましては、吉井地域でございますが、これは現行デマンドバスを運行している地域でございます。現在ではそれぞれ城南地域が原則吉井支所周辺、それから仁美地域でございますと仁堀出張所までが幹線へ接続区間となっております。例えば佐伯北診療所に行く場合には、それぞれの地域から広域路線バスあるいは宇野バスに乗りかえていくという状況となっております。したがって、先ほども申し上げましたように、接続時間、待ち時間が大変長くなるというふうな不便を強いられている方が多いというふうになっておりますし、それから、下の赤坂地域でございます。これは規定路線で運行いたしておりますが、現在週2日運行ということでございますし、ちょうど町苅田周辺の医院のところへ直接結ぶというふうなことを想定をいたしまして、試験的な運行を行いたいと思っております。期間的には今回御決定いただきますと、大体来年2月、3月ぐらいの2カ月間ぐらいになろうかと思っております。

なお、その地域からバス1台を使用するの運行になりますので、おおむね各地域から週1回程度になるというふうになっております。また、使用に関しましては使用料としまして、先ほど言いました200円を他のデマンドバス、市民バスと同様に使用料をいただくというふうな計画をいたしております。

それから、ちょっと資料のほう前後いたしますが、2ページのほうの債務負担行為につきましては御説明をさせていただきます。予算書の6ページのほうになります。

これにつきましては、赤磐広域路線バス、赤磐・和気線の運行業務の委託料といたしまして3,354万1,000円を、平成29年度から31年度までの3年間の債務負担としてお願いしたいと思います。この路線につきましては、平成27年9月末をもって備前片鉄バスが廃止になったことによりまして、同年10月から赤磐市が運行主体となりまして和気町と共同して周匝からJR和気駅間を運行をいたしたところでございますが、廃止に伴う代替措置として来年3月31日までの運行ということになっております。

したがいまして、このたび利用状況等を踏まえまして、公共交通会議において協議した結果、来年度の新規入学、新入生が卒業する32年3月までの3年間につきまして、同バスの運行を継続をするというふうなことを御決定をいただいております。なお、この路線につきましては、和気町との共同ということになりますので、和気町の地域公共交通会議におきましても御承認をいただいているところです。

秘書企画課からは以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 委員長、済みません。資料の1ページでございます。大変申しわけありません。

上段の歳入の欄でございます。200円掛ける590人で11万8,000円ということで、千円という字が加わっておりますので、削除をお願いしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○委員長（北川勝義君） ああ、千円を消すんじゃな、千円を消しゃあええんじやろう。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） 引き続きまして、総合政策部資料の3ページをごらんください。

前回の委員会でも委員長の御指摘がございましたので、歳入予算につきましては、総合政策部所管のもののみ計上させていただいております。

14款の国庫支出金で地方創生推進交付金、後ほど説明いたします移住・定住の推進事業ということで400万円の2分の1の200万円を計上させていただいております。

その歳出でございます。予算書の13ページ、説明資料は6から7ページでございますが、補足説明をさせていただきます。

2款総務費の6目企画費の委託料でございます。移住・定住の推進事業といたしまして、おためし暮らし体験事業と銘を打ちまして400万円を計上させていただいております。内容といたしましては、現在市のほうで取り組んでおります新しい働き方の提案ということで、クラウドソーシング、また移住の施策、これを連携させた取り組みといたしまして、県外からクラウドワーカーとしてフリーランスで、個人でインターネット等でお働きになっていらっしゃる方、こういう方の移住体験をされたいという希望される方に集中的にプロモーションを行いまして、おためし住宅などの滞在先を提供し、仕事の傍ら、地域の方との交流であるとかを通じまして、SNSなどのものを活用いたしまして、この滞在の体験記でありますとか、市の魅力の発信などをさせていただくということで、市の知名度を上げ、まず市に来ていただく訪問人口の増加から、移住人口の増加につなげるということを目指して行っていきたいということで考

えております。

国の地方創生推進交付金を頂戴して実施いたします関係で、3カ年をめぐりとして取り組むようにしております。初年度、平成28年度につきましては、本格的には年末から年が明けてからになるのですが、この移住に対する実態調査でありますとか、コンテンツを構築をしたり、試験的におためし暮らしを体験していただけるようなところまで持っていければというふうに思っておりますが、まずその土台づくりということで主にやっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

これについて委員の皆さん、何か質問ありませんか。

○委員（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 一般寄附金60万円、それから岡山東農業協同組合から10人乗りワゴン車と、こういうことで書いてあるんですけど、どういう内容の寄附なんですか、これは。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） これは農協共済連が全国で地域貢献事業として行っている事業の一環といたしまして、赤磐市分につきましては、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたように、市北部地域で交通の便、特に医院等への、お医者等への通院に困っている方が多いということの御判断から、赤磐市に対しましてはそういった車の御寄附をいただくようになったものでございます。なお、本年度の運行につきましては、運行経費にかかります部分につきましても御寄附をいただけるということになっております。

○委員（下山哲司君） 聞こえなんだ。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 運行経費につきましても、本年度分につきましては経費をいただけるということになっております。

○委員（下山哲司君） それが60万円か。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○委員（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 60万円がその運行経費ということですね。それで、今のバスの運行をやりようのとの問題点はないんですか、それは。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 御質問の現状運行しているものとの重複等の御心配でございますけれども、今回につきましては、先ほども御説明をいたしましたように、

診療所あるいは医院等への通院につきましてのニーズ調査を行うということを主眼に考えております。したがって、今吉井地域のデマンドバス、あるいは赤坂地域の市民バスとして運行いたしております曜日、これは週に2日ないし3日ということでございますので、そういった運行をしている日以外の日をそれぞれの医療機関へ結ぶということで、大体各地域から週に1日、週に1回程度になろうかと思っておりますけれども、そういう形で運行いたしまして、利用者の方あるいはそういった地域の方の御意見、ニーズを把握をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（北川勝義君） 下山委員、よろしいか。

○委員（下山哲司君） はい、わかりました、大体。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） データをとるとのことですな、早う言えば、今回は。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい、そのとおりでございまして、このデータをもとに新しい再編計画等に生かしていきたいというふうに思っております。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員、よろしいか。

○委員（下山哲司君） はい、よろしい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私のほうから、まち・ひと・しごと創生課さんのほうにお尋ねでございます。

まず、歳出の移住・定住推進事業ということで、括弧書きしていただいて、おためし暮らし体験事業としていただいておりますけれども、この内容を読ませていただいて、このおためし暮らし体験事業ということを書いてしまうと、ちょっと違った意味を持たれるのではないのかなと危惧しておるところがございます。

これからその説明をさせていただきますけれども、これは括弧書きのところを、もしあれでしたら正しく誤解が生じないような形で文言を直していただくということは可能ですか。

○委員長（北川勝義君） どこか言うて。

○副委員長（佐々木雄司君） おためし暮らし体験事業のところです。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 遠藤課長。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） はい、御意見いただきまして後に検討させていただきますが、可能であると思っております。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ではちょっとやらさせていただきます。

内容を読ませていただいて、このおためし暮らし体験事業とばんと目のほうへ入ってきまして、この赤磐市に移住・定住を考えていらっしゃる方が、自分のライフスタイルに合っているかなど、価値観に合っているかなど、とりあえずちょっと住んでみて町並みを確かめて、暮らしよさができたら、この赤磐市にそれ以降も住もうとおっしゃられる方のおためし暮らし体験事業かなというぐあいに、表題を見るとそんなふうに感じます。

しかし、内容のほうを見てまいりましたら、クラウドワーカーとしてフリーランスで働いている移住体験希望者、これは何であるのかといいましたら、移住体験希望者ですよ、要するに。取材したい人じゃないですか、取材したい人。移住体験をしながら自分のなりわいで取材したいんですよとおっしゃられる方を、お金を出して集中的にプロモーションを行い、おためし住宅等の滞在先を提供し、赤磐市のPRをしていただきますよという内容じゃないですか、これ。であれば、これおためし暮らし体験事業ではなくて、広告事業として書き直していただいたほうがわかりやすいんじゃないでしょうか。

このままだったら、何か誰かがこの赤磐市に住みたいな、どっか地方に住みたいと、静かなところに住みたいというようなことを考えていらっしゃる都会の方々が、何かとりあえず住んでみないとわからないから、思い切りもできないから、ちょっと短期間でもどんな町か知りたいなと思うようなものとちょっと類推されるんじゃないかなという危険を感じているんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） 副委員長の御意見、大変ありがとうございます。私どもといたしましては、ずっと以前からおためし暮らしということで赤坂適塾ですとか、御意見をいただいておりますけど、桜が丘のおためし住宅などを整備して、副委員長がおっしゃられるような、本当にちょっと赤磐市の空気感ですとか、風土とかそういうものを感じてみたいという方をお招きをしたいということでやっております。その事業もおためし暮らしという事業にカテゴリーとしてなっておりますので、副委員長の御意見、確かになるほどなと思っております。ありがとうございます。ちょっと事業を実施する上で、少しそのあたり考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 御説明を御理解いただいてよかったなと思うところなんですけど、もう一つ気になりどころは、財源は地方創生交付金ということで2分の1の補助率を適用するわけですけども、その中で、このおためし暮らし体験という、先ほど前段の部分でおっしゃられた正味の部分、赤磐市に住んでみたい、とりあえずちょっと住んでみないとわからないからとおっしゃられる方々に対する補助制度なのでありましたら、広報活動、そういう方々に



情報発信するための広報活動、取材活動、こういったようなものにお金を使うという話になったら、ちょっと色が違うような気がするんですけども、これは補助の考え方の中に合っている内容なんですか。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） 全体としてはこの移住・定住の取り組みの中の一つのプログラムとして交付金の対象にはなっております。ありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければこれで総合政策部のほうを終わりたいと思います。

続きまして、総務部のほう、説明願いたいと思います。

○総務課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 原田課長。

○総務課長（原田光治君） 総務部資料の4ページをお願いいたします。

総務課からは職員人件費の全般につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正ですけれども、給与勧告に準じました給与改定等による給料、手当の影響分と、人事異動による各支出費目の調整及び育児休業取得等の影響による増減に係る職員人件費の予算補正を行うものであります。

歳入のほうでは、派遣職員の異動によりまして補正前の2,623万3,000円から2,523万8,000円、99万5,000円の減額を行おうとするものです。

歳出のほうでありますけれども、給与改定等人事異動によるものでありまして、全会計では補正前から補正後で、全体で8,011万7,000円の減額、一般会計分では7,032万5,000円の減額、総務管理費の部分につきましては348万7,000円の増額となっております。こちら増額につきましては、機構改革等の人員の強化でありますとか、あとは派遣、交流、病気、育休等の取得の関係で、総務課付になる職員等もおりますので、その関連でちょっとプラスになっております。

以上です。

○くらし安全課長（中川裕敏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 中川課長。

○くらし安全課長（中川裕敏君） 続きまして、くらし安全課の説明を行います。

同じく資料の4ページをお願いします。補正予算書は歳入が11ページ、歳出が13ページ、説明資料は歳入が2ページ、歳出が6ページになっております。

赤磐市防犯カメラ設置支援事業補助金についてでございますが、地域住民で構成する団体が行う防犯カメラの設置に要する経費について補助金を交付するもので、補助額につきまして

は、補助対象経費の10分の9以内でカメラ1台につき上限30万円となっており、その50%を県補助金を充てております。補正額につきまして、歳入は165万円、歳出は330万円です。

次ページ、5ページをお願いいたします。

下から6行目の太文字に書いてあります7地区、11台分が地区ごとの内訳になっております。6ページから12ページに各地区の設置位置の平面図を載せております。7地区とも撮影対象としておりますのは、この事業の対象となります不特定多数の者が利用する市道や県道になっております。

総務部からの説明は以上です。

○委員長（北川勝義君） 総務部のほうから説明が、執行部のほうから終わりました。

委員の皆さん、何か質問ありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私のほうから、総務課の職員人件費についてお尋ねさせていただきます。

先ほどの条例改正の部分では、総額2,100万円ぐらいの増額になるんですよということをおっしゃられたわけですが、こちらの給与改定を見ましたら減額になっているんですけども、こちら辺のところの説明をもう少し詳しくしていただいてよろしいでしょうか。

○総務課長（原田光治君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、課長。

○総務課長（原田光治君） 職員全体が支給を受ける対象であった場合の想定での増額分を先ほどの条例案で説明させていただきましたけれども、ここでは実際の支給対象額の増減のほうになっておりまして、こちら、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、育休ですとか病休の方で支給されない方、あと昨年度の予算計上ベースからいいますと予定外の退職の方がふえたりとかという個々の要因がございまして、トータルしましてここでは補正としては減額補正ということになっております。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長いないんで、自分で手を挙げて自分で指し示して御質問させていただきますけれども、いうことになりましたら、今回の条例について、この反映される増額というようなものは今回計上していただけないということよろしいでしょうか。

○総務課長（原田光治君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、課長。

○総務課長（原田光治君） 増額分を反映させてはいるんですけども、支給対象外と差し引きしますと、勤勉手当でいいますとわずかの増額ということになっております。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、結構です。

そのほか、どなたか質問ありませんでしょうか。

○委員（光成良充君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 私はくらし安全課の防犯カメラの件でお伺いしたいんですが、防犯カメラを設置するカメラ自体の画素数の件でお伺いしたいんですけど、以前設置されている防犯カメラで、その防犯カメラ自体が40万画素ぐらいしかなかった、後から確認したときに判別ができなかったというのがあるんですけども、今回この設置されるカメラの画素数はお幾らなのかということ、このカメラ自体1台幾らぐらいするものなんでしょうか。

それと、地域からの負担というのはこれ10分の1というふうに考えていいのかどうか。地域の負担は10分の1負担でいいんですよね。

それと、この要望を出されて8月に追加要望を聞いてられるんですが、この要望はどのようなやり方で求められたのかなと。ある町内会長さんから、知らなかったという声を聞いたので、これはどのようなやり方で要望を求められたのかなというのをお聞きしたいんですが、お願いします。

○くらし安全課長（中川裕敏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 中川課長。

○くらし安全課長（中川裕敏君） まず、画素数についてでございますが、今回の申請を受けている分につきましては48万から200万画素数の範囲で受けております。それで、最終の画素数等の機種決定につきましては、県への交付申請の審査後になりますので、現在、各地区からの申請の画素数ということでございます。

それで、今の見えなかったという件についてですが、県の審査のときにもそのような指摘を受けまして、設置位置であるとかを変更することがございます。例えば、資料の12ページの合田地区のカメラの設置位置について、当初、地元からはこの奥にあります集落センターの建物自体につけるということで申請を受けておりました。それをもって県とも協議をした結果、県のほうからは、30メートルまであればおおむね、この地区においては48万画素の画素数の機種の申請が出ておまして、48万画素あれば30メートルほどまでは顔とナンバーがほぼわかるという中で、この建物に立てるとぎりぎりになるということで、この前に出た広場のほうへ柱を立てることによってカメラを設置しなさいというふうな指導を受けて、そういうこともしております。

それと、値段につきましては、これも機種によっていろいろですが、三十数万円から40万円、50万円という金額になる機種がございます。

それと、地区の負担につきましては10分の1かということですが、おおむね33万円ですと10分の1の3万円ほどでよろしいですけど、40万円になりますと、やはり10万円の持ち出しということで、それ以上になるということです。

それと、追加要望につきましては、各本庁及び支所の担当者から、各地区の区長さんに個別

に電話連絡によって要望を主にとっております。ですから、くらし安全課としては、各地区の区長さん、町内会長さんに話は伝わったものと考えて、今回の申請ということにしたんですが、ちょっとその辺の聞かれてなかったという件につきまして、再度また伺わせてもらったらと思います。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） この48万画素から200万画素のカメラということは、地区がこの画素数のカメラがいいというふうに要望するわけですね。

○委員長（北川勝義君） 中川課長。

○くらし安全課長（中川裕敏君） 地元のほうからこのカメラにしたいということ、やはり購入店との調整をして申請をしてこられますので、そういう意見を参考に画素数を持ってこられております。

補足します。200万画素のような高画質を持ってきている地区につきましては、角度数を広くとって、広い範囲を撮るということで、距離が伸びるということで画素数を上げたものを提出されております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（光成良充君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 関連でちょっとお話を聞いていてどうなったのかなと思いながら聞いておまして、ちょっと確認をと思ったんですが、今回、一つのところに集中せずに市内要所各所、いろいろなところにこの防犯カメラが設置されたということは、市全体の安全意識というようなものを考えたときに、非常によかったんだろうなと思います。御尽力いただいた課長には、本当、お疲れさまでしたと申し上げるところなんですけど、ただちょっと気になるのが、やりますやりますということで、町内会長さん、区長さんよりきといたしますか、その要望を聞き取ったということなんですけど、町内会長さん、区長さん、地域の取りまとめをしていただく、町内会長さんとか区長さんがここにしたいというところにつけて話ではなくて、地域住民の要望というものが一番重要なんだと思うんです。

そういった御指摘を前々回ぐらいさせていただいて、町内会に対してアンケートとかとっていらっしゃるんですかねと、その結果での要望なんですかねというようなお話をさせていただいたんですけども、今回もそんなことはおやりになられずに、町内会長さん、区長さん、ここに付けてくれと、いやそれはどうしてですかと、どういう状況、どういう内容でその住民の意見というものを抽出しておやりになられているんですかというところの把握までおやりになら

れてないですよ、多分ね。どんな、いや、そこはちゃんとできてますよと、アンケート結果を見ての話ですよとか、そういったお話じゃあないですよ、これ。どうなっていますか。

○委員長（北川勝義君） 中川課長。

○くらし安全課長（中川裕敏君） 各区長さん、町内会長さんには、区長、町内会長会議のときに言っているのみで、今回はまだアンケート等の具体的なことは行っておりません。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ちょっと話が離れてしまうので、もう余り長く時間をとらずに御指摘させていただきたいと思うんですが、そういうその市のやり方というか、町内会長さん、区長とのやり方に、地域住民の方々の、取り残されているといいますか、わたらの声は聞いてもらえないんじゃないかというような、かえって町内会、地域の分断的なものが起こっているようなところもあるんです。そういった認識を持って市のほうにいただいてないからゆえに、いや、わたらそんな話は聞いてねえけど、何かあそこに勝手に防犯カメラついたなということで、町内会のほうの活動にへそを曲げて、わしゃあもう知らんとおっしゃられるような方も出てきているんです、現実的に。だから、そういうところを心配でお尋ねをしているんですけども、これは苦言的なもので、今後、今回もう設置されるものですから、今後市のほうで町内会と一緒に何か共同でおやりになられる際には、ぜひ担当課としてそういうところにも神経を張りめぐらせていただいて、頑張ってくださいなと思うんですが、これは私の要望事なんで、答弁は結構ですけども、そういうこともあるんですということもちょっとどっか置いてください。

○委員長（北川勝義君） 要望でよろしいな。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） ちょっと僕が聞いてえんじゃないけど、これ一個場所の、今説明して、変更とかいろいろ県の協議もあったりするんじゃないけど、これ県補助はことしで終わるということじゃったわな、考え方が。それで、今こういうことを、さっき佐々木副委員長が言われた話じゃねえんじゃないけど、あったほうがええとか、情勢が変わって、地域的な情勢が変わってどうしてもここへ防犯カメラが必要じゃねえかというようなことも出てくると思うんです。そのときに市としての対応が、出てきてからじゃと言うてしまえばそうかもしれんんじゃないけど、市のほうで県への補助のほうへ言うて、のうなったからもうないんじゃないという話じゃのうて、国庫補助がのうなったからないんじゃないのうて、市としてはもしそういうなんが出てきて、区長さんから要望が何件か出てきた場合は、どのような対応をされるんか。同じように、どうも50基も100基もというたらおえんけど、順番があろうから年に5基ずつぐらいでもじゃったらやっていくという気持ちがあるんかねえんか、ちょっと考え方、これは中川課長がどうこうというんじゃないのうて、市長のほうで安心・安全な考え方で聞かせて、どんなでしようか。今考えつくど

いうたらどんなか、わかります言ようること。

○委員（下山哲司君） 市長じゃろ。

○委員長（北川勝義君） じゃあから今市長に聞かせてもろうてどんなかなと。市長、内容は聞いてなかったん。

何を言うとするというたら、今これで岡山県の県費が終わったから事業がないんじゃと言われけど、今さっき佐々木委員が言われたように、地域で全部聞いてないとか、情勢が、例えばこういうことはないと思うんじゃけど、吉井でも草生の辺へ大団地ができて30軒か50軒できるとか、例えば出たら、そこへやっぱり要るんじゃねえかとかということが、状況で変わってくる可能性があると思うんです。県費がのうなったから国庫がないからやらんというんじやのうて、状況が変わったり区長さんとか地域から要望があったら、単市でも対応していただけるんか、むやみに一遍に1年に50せえとか100せえじやのうて、例えばというたら、数があろうから、単年で5台ずつとかやっていくとか、そういう考えがあるかないかという、これは中川課長に答えというても課長ができるわけじゃねえんで、市長に安心・安全で暮らすには考え、それで市長に言ったんです。

友實市長。

○市長（友實武則君） この防犯カメラのニーズですけども、まだまだ多様化している中で、今回の設置が赤磐市内において十分かどうかというのはわかりません。ですんで、今後この防犯カメラを設置した状況も見ながら、また新たなニーズも発生してくることも考えられますので、そういったものを見ながら、この防犯カメラの設置事業、県の補助は終了しますが、必要に応じては市単独での設置も視野に入れながら、考えていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

そういう答弁が欲しかったんで、ただ、大きい意味のことを言うたら、ちょっと言い方は悪いんじゃけど、これは行政の関係じゃなく、区の自治の関係でやっていくことで、それで一つわかっとなんじゃけど、大きい意味で、逆に言うたら、今なかなかねえんじゃけど、B&Gも指定管理しとるけど、そういう施設の周り、例えば城山公園へ上がるようなところとか、それとか、これは河川になって、僕はこれどこ金を出すかわからんのじゃけど、滝山川と吉井川の合流点のこの岡山県がしてきた河川公園があるんです。そこへもアベックさんが来るのは、アベックはええんじゃけど、物も捨てたり食べかすとか、もううちも墓地のところへやろうかと言うたんじゃ、金が要るけんちょっと待とうやという話をしたんじゃけど、あとの管理がいろいろのことがあったりで、もう食べたかすをそこら周りへ置いて帰る。

1週間に一遍火をつけよんですけど、焼き場のところもつけよんで、墓地のところもつけよんじゃけど、やっぱりそういうところがあるんで、どうしてもこれは行政的にやっちゃらにやあおえんというたら、例えば、城山公園じゃったら行政的にやる、行政管理のところじゃけえ指定管

理しとろうと、そういうところへつけるとか、やっぱりそういうなんも行政のほうで必要などこはつけてもらいてえなと思う、この事業とかなしに。

今ちょっと、学校やこうは校門じゃとか全部いろいろなことで大分ようになったんじゃけど、ちょっと今そう思うとんです。そこらも今後は考えてくれと思うんじゃけど、これは中川課長のところがするんか、例えばポジションをいうたら教育関係のところは教育委員会がするんじゃとか、こっちは市民課がするんじゃ、いろいろ違うかもしれんと思うんです。ここは産業がせにゃあおえんのかあると思うんじゃが、そこんとも今後そういうとも漏れのうやっぺいただきてえなとちょっと思うとりますんで、よろしゅうお願いします。

これについては答弁よろしいです。

せられる、課長してもしゃあなかろう。

何か他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで総務部を終わりたいと思います。

これから、1時まで休憩とします。

午前11時58分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

続いて、財務部の説明をお願いします。

○財政課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤原課長。

○財政課長（藤原義昭君） 資料は財務部資料2ページをごらんください。予算書は11ページ、説明資料は2ページをあわせてごらんください。

歳入では、財政調整基金繰入金を6,004万9,000円、こちら財源調整のため増額としております。

次に、予算書は21ページ、説明資料は14ページとなります。

歳出では、予備費を8月28日から29日の豪雨による被災箇所の修繕などにより予備費を使用したため、1,000万円を増額補正とするものです。

財政課からは以上です。

○管財課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○管財課長（小坂憲広君） 管財課の補正予算について説明します。

予算書13ページ、補正予算説明資料6ページから7ページ、財務部資料2ページになります。

歳出予算、庁舎管理事業288万6,000円の増額でございます。

内容につきましては、平成29年4月開設予定の赤磐市相談支援センター、仮称になりますが、これに伴います需用費、備品購入費でございます。

内訳としましては、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費になります。

需用費、消耗品で事務管理用品、デスク周辺事務用品の購入に7万2,000円、修繕料、施設修繕の関係で執務室の改修、電話設備増設の費用161万円、備品購入費、庁用備品で事務机、椅子、パーティションの購入で120万4,000円の増額でございます。

財務部からは以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 財務部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問ありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 管財課のほうにお尋ねなんです、相談支援センター開設に伴う備品購入ということで、事務用机、椅子、パーティション120万4,000円ということなんです、これはどこから購入することがもう予定決まっていらっしゃるのでしょうか。

○管財課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、小坂課長。

○管財課長（小坂憲広君） どこから買うかというのはまだ決めておりません。予算がついてからのことになります。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） その際は、今その指名業者さん、薬品とか物品のうちの赤磐市にその指名業者さんとして登録していただいている事業者さんになるのでしょうか。それとも視野を広げていろいろな、金額も少ないので一番いいものをより安くということでディスカウントセンターも含めて、その見積もりをとってという形になるのでしょうか。

○管財課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、小坂課長。

○管財課長（小坂憲広君） 業者についてはまだ全く選定はしておりませんが、備品の購入につきましては、指名業者のほう優先で考えていきたいと考えております。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、結構です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 場所はどこでやるん。

○委員長（北川勝義君） はい、小坂課長。

○管財課長（小坂憲広君） 場所につきましては、相談支援窓口としまして市役所1階の社会



福祉事務所に併設してセンターを設置する予定にしております。

○委員（下山哲司君） はい、よろしいです。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、もう一点。

これ相談支援センターにかかわる職員さんは何名ぐらいを予定していらっしゃるのでしょうか。専従なのでしょうか、兼務でしょうか。

○管財課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、小坂課長。

○管財課長（小坂憲広君） 詳細については、保健福祉部のほうで今検討中でございます。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君） そうじゃな、そうじゃね。済みません、間違えました。

○委員長（北川勝義君） よろしい。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、よろしい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

ちょっと1点、注意というこたあねえんじゃけど、ちょっと意見として言わせてもろうたら、こういう、何でも要るんかもしれんけど、開設に伴う備品の購入じゃとかというて、デスク周辺事業7万2,000円じゃとか、施設の修繕、これは要るんかもしれんけど、パーティション、どねんやり方があるんかもしれんけど、どうも机じゃとか椅子じゃとか備品で120万円、もう事務用、特にこういうことを言うたら失礼な話をするんですが、使わんような事務用机や、ようけ余っとんじゃねえんかな。言うちゃあ悪いけど、山陽にやあねえと、何でもかんでも山陽方式じゃ、山陽にのうても赤磐の吉井へ行きやああるし、熊山へ行きやああるし、赤坂支所へ行きやああいとるのがぎょうさんあるんじゃねえんか。それとも、これはこういう赤磐市の相談支援センターをするときにはもうさらを置かにやあおえんというてなっとんかな。

何を言わんとしよんかわかりようんかな。これが補助金がついて、補助金がついとっても要らんものは買わんでもええんじゃねえかというて、特別支援学級がふえるとか、いろいろよそから回せえというて前言いましたわな。そしたら前から回しとんじゃと、回して今度は足らんからこの追加が買わせていただきてえというて、これはようわかったけえ、テレビも変わって日進月歩で、これパソコンを買うんじゃとか、電話設備増設、パソコンを買うとかということじゃったらもう何も言わんのんじゃ。机や椅子じゃたらな、結構あるんじゃねえんかということと言いたかったわけ。

いや、それじゃねえとおえんのじゃ、直原部長が市民生活の人がさらじゃねえといけんのんじゃというて、市長肝いりでさらを買ええというてさらを買うんかな。机が仕事を、相談をす

るんじゃねえんじやろう。今の、せえ全く何もねえんじやったらええと思うんじやけど、どんなかなと思うて、ちょっと聞かせてください。

はい、直原部長。

○財務部長（直原 平君） 確かにおっしゃるように、この赤磐市相談支援センターの設置につきましては、今いらっしゃいます自立支援員ですとか、そういった方プラス何人か増員するというで聞いております。委員長おっしゃいますように、椅子、机につきましては、各支所の事務机等も今までいろいろ使用もさせていただいております。このたびのこの椅子、机の購入につきましては、もう最小限のものを購入させていただくということで考えておりまして、パーティション等につきましては、今の社会福祉課の北側に相談室がございますけれども、あそこを撤去いたしまして、そのところを執務スペースにいたしまして、そこへ椅子、机を整備するというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） いや、そんな話をしょうらん。

机も椅子もようけ余っとんじやねえかと言ようんじや。ようけ余っとるから、いや、ほんならちょっと聞かせてもらうけど、今使用できる机で使用しょうらん机が何ぼありゃあ、把握しとんか。把握してなからうがな。これが自分とこの家で、家庭がというて、今財源をしたというて、ようになったから財政調整基金がふえたからどうのこうのというて、目標を達成したというて市長言わりようる。佐々木副委員長が言われたときに、できるときの儉約はすりゃあええんじやねえんか。給料の人勧の上げるん、これはいたし方ねえ、机があるのに買う必要はねえんじやねえかというて。

昔は吉井の役場のときにゃあ、名前今あえて言やあ、是松毅というたら、行政管理室というのをつくって、そのときにゃあ、各部屋のルクスを皆持って回って、今市役所も同じ状態、例えば1個のところでは1列がばつとつくわな、電気が、こういう設計になつとんじや。うちは片岡設計したから、そういう設計になってあるんじや、大体。そしたら、もう明るさが要らんからというて、電球を1本とって回って、少のうして儉約していったわけじや。

そういうことも考えて、そりゃあ工事をすりゃあ金がかかるからせいでそれをしたわけじや。せえとか、悪いけどスタンドでしてくれと、要らんとこはというて。昼の時間は切りましようとか、今現在でも昼でもパソコンのスイッチが入ったような職員もおられる。仕事をするんじや、仕事をせんじや、パソコンは昼のときは切らにゃあおえんし、ちょっと陰気ななあと思つたら電気も切ったりしようる。

そういうことを使うていきようんじやから、やっぱりな、窓口へ来た人に不便を感じさすんじや、来たときにその人が不便とか、例えばこの間佐々木さんが一般質問した話じゃねえけど、相談に来るとき、市のそういう来るときせえ休めるとこのな、来る人のために使うちやるのはええけど、机のええのやこうで、今言ようるのは、余っとんじやったらそっちを使やあええんじやねえかということを使うたわけじや。それのに、まだ最小限を使わせてもらいま

す、最小限、それ何ぼ持っとなら、確認せえというて言ようんじゃ。ようけ、今僕は吉井だけでもようけ余っとる。そりゃあやっぱりな、考え。

それでな、今言うのは、どこのどこの儉約、あんたら間違うとんじゃ。小学校でも中学校でも各支所でも、テントというのは今もうほとんど買ようるまあ。リースで借ったりするから、レンタルで借ったりするから。じゃけど、運動会やこうするときはテントがなかったら困るわけじゃ。それなんでもやっぱり使ようる。ほんなら、例えば納涼祭りをするけえテントが要りますというたら、納涼祭りでテントを買うときゃあええんか。要らんがな、そういうようなものは。小学校とか役場へ行って、支所へ行って借ってきて使ようるわけじゃ。

そういうことをもうちよいできるんじゃねえかというのを言いたかった。ここのどこの、別にこれが国庫補助でどうしてもやらにゃあおえんという話じゃねえんじゃから、予備費や何やかんや使うて、言うちゃあ悪いけど、あるんじゃったら、パーティションやこの区切らにゃあおえんとかというのは買わにゃあおえんし、椅子も余っとなんじゃったら椅子もここの椅子やこう、1、2、3、5つぐらい余っとる、この椅子を持っていってもええんじゃっちゃ、要らんの使わんのじゃから。それも一つの方法じゃから、儉約せにゃあおえんのじゃねえか、おめえ。

言うちゃあ悪いけど、笛吹けど踊らずで、一生懸命市長が儉約しようというても、いや、われらは使うときゃあええんじゃというて、そがあな話じゃいけまあがな。ちいたあそりゃあ考えるべきじゃねえんか。市長も目を通して、もうちよっとしゃきつとした肝いりでしょうと、しゃきつとしたことをせにゃあおえんのじゃねえんか。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、直原部長。

○財務部長（直原 平君） 済みません、委員長のおっしゃるとおりでございます。支所等の調査も行いまして、使えるものはもうここへ持ってくるということで考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） よろしゅうお願いいたします。

これなあ、ちょっと待って、松田さん。

これもうきょうここで言うただけで、今度行ったらさらを買って、すなよ、さっきの一般質問と同じじゃ。一般質問のときにゃあこうしますというて、終わったら手のひらが、舌が乾かん間に早うして、やっぱりな、これちよつとな、今まできちいことを言いとうねえ、もうこれもう僕はフリーなんじゃ、もうこれからは赤磐市のために嫌がられようと、僕の言い方が悪いかもしれん。100人おりゃあ100人に聞いてもろうたらわかってくれると思う。ちよつとそこんところを嚴重にやってよ。きょう言うただけで終わったんじゃのうてということをお願いしておきます。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） ちょっと今の話の中へ出てきたんで、ちょっともう一回、予定している場所をもう一回言うてもらえませんか。

○委員長（北川勝義君） じゃから、玄関を入れてという言い方、小坂課長、玄関入ってどうのというて、玄関から入って。

○管財課長（小坂憲広君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、小坂課長。

○管財課長（小坂憲広君） 場所につきましては、玄関を入りまして1階の一番奥に右側に社会福祉課と子育て支援課があります。その壁側に今パーティションで相談室をこしらえております。そこを撤去しまして、そこへ事務員さんの執務室にするということです。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） だから、相談室というてボックスになつとるところでしょう、奥の。あれは僕が前、昔一般質問をしてつくっていただいたところですけど。

○委員長（北川勝義君） あれどうするん、ほんならそこは。

○委員（松田 勲君） あれなくすんですか。

○管財課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

あれのうなったら困ろう。

○管財課長（小坂憲広君） そこで相談室がなくなりますので、1階の入って突き当たって…  
…。

○委員長（北川勝義君） 出納室のところ。

○管財課長（小坂憲広君） 左に曲がって建設の、環境の、環境課がありますが、その手前に右左に会議室があります。その右側のほうを相談室ということで小さく仕切って……。

○委員（松田 勲君） ちょっと待って。

○委員長（北川勝義君） そっちをそれにすりゃあええが。

○委員（松田 勲君） いやいや、だから……。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） あれを僕が言い出したのは、もともと最初のころに市民課が奥のほうにあって、福祉課が玄関のほうにあった。そのときに市民課はそうないんだけど、福祉課のほうでカウンター越しに大きな声をされたりとか、いろんなトラブルが結構目についたんです。入ると途端に大きな声、市民の方がされたりとか、いろいろあるから、福祉のほうを逆にしたらどうかという話をして、それで入れかえてもろうて福祉を奥にしてもろうて、福祉でそういった個人的な情報も多いから、すぐ隣の部屋でやるようにしたわけです。あそこで相談できるように、カウンター越しにやったり、いろんな人が周りにおるのに個人情報も全部出てしまうから、そういう大事な話があるじゃないですか、福祉の場合は、だからあそこの部屋をつくっ

て、最初2つがつくってええというて、1つが何とかというて、スペース上なったからそこにした経緯があるのを、それをまた撤去するんですか。それでわざわざまたそっちへ連れてくんですか、そういった話があった、あそこまで連れていくわけ。

○委員長（北川勝義君）　じゃけえ、逆にすりゃあ……。

○委員（松田 勲君）　現実問題、難しいんじゃないか。連れていくんならええけど、そりゃあ。そういう市民からの声もあったんですよ。だから、何か市役所へ入ったら大きな声をされる人がようおられるとかという話があったんよ。今はどうかわからないけど。

○委員長（北川勝義君）　トイレの前じゃろう。

○委員（松田 勲君）　そうそう、トイレの横。

○副委員長（佐々木雄司君）　いや、だけど、ちょっと、いいですか。

○委員長（北川勝義君）　はい。

○副委員長（佐々木雄司君）　いや、課長、さっき説明いただいたのは、環境課の前の、よく期日前投票をするところでしょう、お話しされているのは。今松田委員とかがおっしゃられているのは、福祉課の奥のボックスのお話をされているんでしょう。どっちがどうなんですか、もう一回ちょっと説明してください。

○管財課長（小坂憲広君）　はい、委員長。

○委員長（北川勝義君）　じゃから、今……。

○委員（松田 勲君）　いや、そこにだから相談支援センターをつくるということじゃな。

○委員長（北川勝義君）　そこへせんでもな、そこは今のまま使うて、こっちのどこを相談支援課にしたらいけんのか。ほんなら金も要らんし、金をどうしても使わにゃあおえんのか。

○委員（松田 勲君）　部屋があるわね、ちゃんと。

○委員長（北川勝義君）　うん、何で金も使わにゃあおえんことを、無駄なことを無駄銭を使うてせにゃあおえんの。

○副委員長（佐々木雄司君）　市長室ちょっと削りゃあええ。

○委員長（北川勝義君）　いや、市長室を削るとか、そういう話じゃのうて、いや、下のところがあるから。

○委員（下山哲司君）　200万円の話がいつも出えへんな、これ190万円。

○委員長（北川勝義君）　そけえ回って行きゃあええんじゃねえんか。

○財務部長（直原 平君）　委員長。

○委員長（北川勝義君）　また執行権に介入か。

○委員（松田 勲君）　そっちにする必要があるのか。

○委員長（北川勝義君）　はい。

○委員（松田 勲君）　そういう経緯を踏まえてつくるんじゃから。

○委員長（北川勝義君）　いや、担当部……。

○委員（下山哲司君） 場所に誤解があるんじゃない。

○財務部長（直原 平君） 確かに今の人数をふやすとなりますと、事務机等、何人かふやす。それから事務机等を購入するということになりまして、今の社会福祉課の執務スペースではもう全く足りなくなりますと……。

○委員長（北川勝義君） 違うが、平君、今言ようんのは。

○財務部長（直原 平君） 1階の第1会議室のほうへ相談支援センターを開設という案も出たんですけれども、そこを固定してしまいますと、今度は庁舎全体のスペースが非常に少ないわけですし、今おっしゃいますように、選挙のときとかに非常に弊害が出るということで、ふだんはパーティションで仕切っております、相談室を3つつくるようにしております、1階の第1会議室を。

今の相談室につきましては、パーティションをとらせていただいて、机がもう机を置くスペースが少ないですから、そこへ執務スペースをとらせていただいて、第1会議室につきましてはパーティションで仕切って、臨機応変に相談室またはそういったことができるという、きちりしたパーティションじゃなしにということで折り合いがついたんで、今回上げさせていただいております。ということです。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って。

今言ようんのはなあ、これはっきり肝いりじゃて、赤磐市の相談支援センターをするということで、開設してもうびちっとしてやるわけじゃろう。室までせんけど、するわけじゃろう。じゃったらそこを固定させても構やへんが、何が悪いんで。

せえで今あるとこをめえで、変わったことをして、それ何のメリット、今相談に来よう人はそこのほうが相談、今度相談しようる……。

○委員（松田 勲君） すぐ隣じゃからしやすい。

○委員長（北川勝義君） 今度はまたおかしゅうなってしまうんじゃないか。何でそこはいけんのんか。

○委員（松田 勲君） 福祉のことですぐ隣に、じゃあちよつとこちらでというて言えるじゃないですか。

○委員長（北川勝義君） おかしからうがな。

○委員（松田 勲君） それをわざわざあっちまで引っ張るわけ、じゃあ。

○財務部長（直原 平君） 福祉で来られた場合に、すぐどうぞと言いたいんですけれども、今度相談支援センターの大世帯になった場合に、今のところでは……。

○委員長（北川勝義君） 違うがな。

○財務部長（直原 平君） 相談支援センターができないんです。

○委員長（北川勝義君） 違うがな、今言ようる。

○委員（下山哲司君） 委員長、いいですか。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って。

直原君、今言ようる、今のあるところは今でそれ福祉の関係じゃから、生活保護とかいろいろあったらすぐそのまま今のを利用に使やあよろしいがなというん。せえで、こんだら相談支援センターというてもっとびちっとせにやあおえんのじゃけえ、パーティションで切っても、そこでもうすりやあええんじゃねえかというんじゃ、あそこで。何でそれができんのん。

言ようることわからん。福祉の関係へあったものが、ほんなら来て相談、生活保護を受けてとか、例えば生活相談に来たというんに、はい、あなたこっちへ来てください、ちゃっっちゃ、こっちへ連れていって、そこへ行ってせんでも、そこですりやあええんじゃねえかというんじゃ。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 議員が机のことまで采配、僕はせんでもええけえ、予算も国、県のあれが出とんじゃけえ、それが買えるんじゃったら買わせちゃりやあええし、やってみておえなんだら言やあええんで、やる前からああじゃこうじゃというて、僕けちをつけるのも余り見苦しい話じゃから、職員も自主的にやることに関して、ある程度のとこでとどめて、これぐらいの話でもうてもらわにやあおえん。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って、下山さんが建設的な意見を言ようるようじゃけど、建設的じゃあいっこもねえ。福祉のとこへついては福祉のとこへ相談に来るときにそばへなかつたらいけんのんじゃ。ほんなら障害者が相談に来る、車椅子で来るのに2階へ上がってくれ、3階へ歩いて上がってくれ、そなんいけんのんじゃ。1階の広いとこへするとか、当たり前の話なんじゃ。バリアフリーと一緒になんじゃ、言ようるこたあ。そばの関連のとこへ行けえと言ようんじゃ。

じゃから、僕は今2階へこの相談室をつくるとか、福祉のおえんとかと言ようんじゃねえ。例えば、そういうことがあるから、下山さんの言ようるのがどういう意味のを言ようるんか、よう理解できて、福祉の生活相談とか、いろいろ相談、困った人が来るわけじゃ。せえ、役場が聞いてくれんけえ大きい声を出す者もある。それカウンターしようたら守秘義務もある。じゃから、あそこをとって、僕らもほかのことで頼まれたりして生活保護の話も聞かせていただくときがある。行ったときにやあ中へ入ってくださいというて、そっちで話を聞きようるわけ、皆。それが今対応がすぐできよんのがその福祉が、せえで、今度はこっちへ来てくださいというて、動いたりすることより、そこは今のまま置いとって、こっちのとこ充実して、そこはどうしても何か要るんじゃ、カウンターみたいなのが要るんじゃたらまたつくりやあええ。そうしたほうが有意義に使えるんじゃねえかというて言うた。

ほんならあれか、今言うた、その福祉相談へ来たときは、選挙のときは使わさんのんか、期日前選挙になったら使わさんからというて。固定的にするんじゃたらびちっと、今度は期

日前投票のときはどこをさせてもらうとか考えにゃあしやあねえがな。いやおかしいかな、言  
ようこと。自分らの都合だけじゃろう。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） いや、ちょっと、委員長じゃのうて、最後まで、自分らの都合だけ  
で……。

○委員（下山哲司君） そんなくれえでとどめにゃおえん。

○委員長（北川勝義君） ちょっと下山さん、ちょっとちょっと待って。とどめにゃおえん  
て、これ言ようんのは執行権の介入じゃて言われえ。

みんななったら弱ろうがな。ほんなら3階でしちやりゃあええがな。3階へこしらえちや  
れ、2階でもこしらえちやれ。不便なから1階がええと思うてあんたらしよんじゃろうがな。  
会議室がねえ、会議室がねえて、会議室はごろごろあいとるじゃねえか。

○委員（下山哲司君） その辺でとめえっちゃ。

○委員長（北川勝義君） いや、とめえというて、そねえな話じゃねえ、意見じゃから。

○委員（下山哲司君） いちいち議員が机をどうじゃ、場所がどうじゃというていちいち…  
…。

○委員長（北川勝義君） 違う違う、あなたの言ようことは間違うとる。

今言うのは僕の意見じゃから、それ向こうが今机も探してみると言ようんじゃけえ、それ  
が当たり前じゃ。場所も使いええ場所じゃねえと。ほんなら使いにきい場所にすりゃあええが  
な。これからどこへ何をするんも、執行部が言うてやれえというたことをやられえ。市長がそ  
ういう体制で言うんじゃ、やってみられえ、どこでも。別に山陽ばあやらんでもええんじゃ。  
どっかの市長候補者は、ネオポリスは半分おるんじゃというて、吉井は10分の1じゃという  
て、10分の1のとはせんのか。極端に、僕はもう赤坂の支所でも使うてやってくれるとか  
な、返ってそのほうが僕はええと思うた。全部をここじゃここじゃここじゃ、ここは場所があ  
りません。へ講釈を言うなというて、おめえ。そげえなやり方はおかしいがな。

○委員（松田 勲君） だから……。

○委員長（北川勝義君） 僕は納得できん、そねえなやり方。

○委員（松田 勲君） 市民にとって相談しやすいような環境にしてあげたらいいとは思うん  
じゃけど、それは場所が移るにしてもね。

○副委員長（佐々木雄司君） でも……。

○委員長（北川勝義君） そりゃあ、おめえらの考えばあで。

○委員（松田 勲君） 今の状態と福祉とはそんなに離れていくというのはおかしいと。

○委員長（北川勝義君） 内容じゃ、内容へ入りようよ。

○副委員長（佐々木雄司君） 内容じゃから、それはもう保健のほうにさせて、厚生。

○委員長（北川勝義君） はい。



○財務部長（直原 平君） 委員長のおっしゃるとおりで、今までおっしゃったことが我々の協議の中でも出てまいりました。赤坂の支所でやってはどうか……。

○委員長（北川勝義君） 赤坂やこうええんじゃ、例えばこっちの……。

○財務部長（直原 平君） それも出ましたし、それから、今の1階の第1会議室を相談支援センターにして固定してやっていくというような意見も出たわけです。

○副委員長（佐々木雄司君） 内容入りょうる。内容は厚生なの。

○委員長（北川勝義君） ちょっとちょっと、ええっちゃ、ええっちゃ、場所じゃから。

○財務部長（直原 平君） そのいろいろ協議をしました結果が、今のように一応我々が考えたのは、当初申し上げたとおりでございますけれども、松田委員がおっしゃるように、相談室の設置のいきさつもそういうことであったということで、我々今お聞きしたわけでございまして、そういったことも加味しながら、ちょっと検討はしていきたいと思っております。それでよろしくお願いたします。

○委員長（北川勝義君） まあよろしい、下山さんが言うて、下山さん、これからそういうたらこういうて下山さんに言うて返すから。

悪いけど、間違うたらおえん。執行権に介入でもええ。全部ええんじゃったら、つちのこ何とかというのを出すな。うちはこうやったんじゃ、読み上げました、報告事項これで終わりですというて閉めてしまえ、これから。

そうじゃねえな、やっぱりみんなが利用しやすいようにするんじゃねえんか。これから自動ドアやこうせずに鉄の戸でせえ、重てえんであかんように。あけようと思うたら2人がかりであけにゃあおえん。市民が不便になるように。駐車場も狭う狭うしていけえや。

極端な話をしたらな、何でもかんでも、優しいから、これほんま頭へきてしまいだした。そりゃああんたらが優しいとかというより、優しゅうねえ。これが正しいと思うたら、今来てから何件かやって、この庁舎は耐震するか、耐震も改造もせにゃあおえん。建てかえもせにゃあおえん。いろいろあって、これ固定的に永久に置くとこじゃねえんじゃから、考えてせにゃあおえんのじゃけど、考えていかにゃあおえんのじゃねえんか。あるところを利用せなんたら。

これで言うなあもう机のことや小めえことを、ちょっと、佐々木さん黙っといてくれえ、きょう。子供のことでがあがあ、机のことで言ようるんじゃけえ、金が残ったという、大きいことを言うて、使わんことで市民の税金を上げちゃっておめえ、悪代官と一緒にじゃがな、昔のおめえ、そねえなやり方をしようたら。意見も聞けれんというて。ほんなら、中にゃあ今度今まで悪代官じゃ言ようた者が、いや任しちゃれえ、介入すなというて、それおかしげな話じゃがな、おめえ。これ介入せにゃあどれも介入する話じゃねえわや、おめえ。ふざけた話をしたらいけるか、おめえ。

もうわしゃあはっきり言うて、市民が利用する人が利用しやすいようにしてあげてくれえ。あんたらが便利がええからとか、そういうことをせずに、ちょっと考えてやってくれにゃあお

えんのんでねえんかな。僕はそう、言いてえのはそれですわ。あんたらそれは違うというて、わしらのが正しいんじやと、これから全部あんた、あんたらでやられえ、もうこれから。

もうきょう言うたら、きょうの答弁とあしたのことが違うんじやけえ、することが。この間の一般質問のとき、くでえけど、一般質問、こうあつてこうします、早また同じことをして、わからんようにどさくさに紛れて。どこの執行部かと思うよ、ちゃんちゃらおかしいわ。

僕は言いてえことを言うたから、そうしてくれえ。下山さんも今言うたけど、下山さん、また同じ、わし以上のことを言うんじや、違うことと言ようんの、やっぱりこんなことじゃあ納得できん。きょう休んどきやあえかった、体調悪うて、ほんまきょう。気分悪いわ、ほんまに。ふざけっしもうて。

○委員（松田 勲君） 次行きましょう。

○委員長（北川勝義君） 考えてくれにゃあおえんで、次へ行こう、次へ行こうというて、全然考えずに次行こう、次行こうやこういうて言うたら、大事な話じゃからな。

他に質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 質問わかりょうらんのものじゃろうがな、おめえら、ほんまに失礼なこと、もう頭にきてしもうた。

それじゃあ、次に教育委員会をお願いします。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい、委員長。

それでは、教育委員会の補正予算について説明を申し上げます。

教育委員会の資料は1ページ、予算書は18ページ、予算説明資料は12ページからになります。

まず、職員人件費の補正でございます。

今回の人件費の補正につきましては、人事異動及び人事院勧告によります給与改定等によるものでございまして、予算書18ページ、10款教育費、1項教育総務費から20ページの6項保健体育費まで、それぞれ給料、職員手当、共済費を補正計上しております。教育費全体で3,626万4,000円を減額するものでございます。

このうち、19ページ下段の4項、幼稚園費の1,984万円の減額につきましては、主に幼稚園教諭の育児休業の実績見込みによる減額でございます。また、20ページ下段の6項保健体育費の2,314万円の減額につきましては、主にB&G、海洋センターの指定管理に伴う職員3名分の減額によるものでございます。

次に、人件費以外について説明申し上げます。

同じく予算書19ページ、予算説明資料は12ページ、13ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の18節備品購入費の補正でございます。平成29年度に小学校の特別支援学級の学級増が見込まれるために、新年度の4月から学級運営がで

きるよう、年度内に備品を購入するものでございます。該当校は山陽東小学校、豊田小学校でございまして、それぞれ1学級の増でございます。備品購入費209万1,000円につきましては、テレビやストーブなどを購入するものでございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費の補正でございます。これについては、平成29年度に桜が丘中学校の通常学級が1学級増が見込まれるために、新年度の4月から学級運営ができるように、年度内に備品を購入するものでございます。備品購入費72万3,000円につきましては、テレビや生徒用の机、椅子などを購入するものでございます。

教育総務課の補正につきましては以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければこれで教育委員会を終わりたいと思います。

次に、消防本部の説明願いたいと思います。

○消防本部消防総務課長（井元官史君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○消防本部消防総務課長（井元官史君） それでは、消防本部から平成28年度一般会計補正予算（第5号）について御説明させていただきます。

予算書18ページ、説明資料の12ページ及び13ページをお開きください。

消防費の職員人件費の補正でございますけれども、これは人事院勧告による給与改定等により、人件費を補正するものであります。

9款消防費、1項常備消防費、3目職員人件費の237万4,000円となっております。内訳としましては、給与がマイナス197万9,000円、職員手当等が494万3,000円、これはプラス補正となっております。共済費にあってはマイナス59万円となっております。

以上が補正予算の説明となります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 消防本部の説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 質問がないということで終わりたいと思います。

続きまして、その他ありませんか。

徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） それでは、その他でございますけれども、総合政策部の資料の中の秘書企画課のところに、赤磐市つちのこ基金廃止についてということ

で、財務部資料というふうに書いてございます。これにつきましては、さきに財務部の説明をさせていただいたところで、この基金の廃止につきましては御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（北川勝義君） 何かありますか、委員の皆さん。

○財政課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○財政課長（藤原義昭君） 財政課からは、赤磐市基金の整備について御説明いたします。

資料は財務部資料3ページをごらんください。

赤磐市公共施設等整備基金の新設につきまして、市が所有する公共施設については全般的に劣化が進んでおりまして、公共施設の安全な運用、さらには現在の公共施設の長寿命化を図るために適切な維持補修が必須となっております。

適切な管理を将来にわたって継続的にするための財源を確保するために、新たに基金を設立するものです。基金の創設につきましては、平成27年度に策定しております赤磐市公共施設等総合管理計画にも基金の創設に取り組むとされておりました。

この基金を単純に創設したのでは、赤磐市が現在設置しております17の基金が重複する部分がありまして、設置目的や近年の取り崩しの状況を踏まえまして、3ページにあります中央の表にありますように、5つの基金を統廃合を考えております。

実施時期につきましては、次の議会定例会に提案いたしまして、平成29年度4月を目指しております。また、次のページには現在の一般会計の17の基金を掲載しております。

財政課からは以上です。よろしくをお願いします。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 失礼します。

先ほど申しあげました財政課の資料の2番目でございます。赤磐市つちのこ基金、これは基金条例でございますけども、この廃止につきましてでございます。

長年活用実績のない基金、赤磐市つちのこ基金につきましては、本年度末、29年3月31日をもって廃止の予定としております。この赤磐市つちのこ基金につきましては、合併前の旧吉井町が設置していました吉井町つちのこ基金、これは平成12年からでございます。これを引き継いだものでございまして、赤磐市内でつちのこを生け捕りした際に交付する赤磐市つちのこ懸賞金の財源として確保いたしておるものでございます。

この基金につきましては、市民の連携の強化、あるいは地域振興を図ることを目的といたしまして設置をいたしております赤磐市地域振興基金、こちらのほうに廃止後は統合いたしまして、基金としてのお金につきましては引き続き積み立てていく予定といたしております。

現在、つちのこ基金は、本年度末の見込みですけども2,026万2,029円ということでございま

して、合わせました地域振興基金のほうには統合後、20億2,681万8,064円となる見込みでございます。

なお、基金自体、赤磐市つちのこ基金条例自体は廃止とさせていただきますけども、赤磐市つちのこ懸賞金の交付要綱、こちらの要綱のほうに実際につちのこと認定をされた場合には、懸賞金を交付するものという要綱がございます、これは西暦2000年時点を2,000万円といたしまして、以後西暦年に合わせまして毎年1万円ずつ加算をしてきているものでございますが、実際につちのこと認定をされました場合には、この要綱によりまして地域振興基金のほうから財源を捻出するという予定にいたしております。

説明につきましては以上です。

○委員長（北川勝義君） はい、館長。

○中央公民館長（高橋浩一君） 教育委員会の資料の2ページをごらんください。

公民館では、山陽公民館で発生した車両事故について御報告いたします。

去る11月20日午前8時25分ごろ、市内住民の男性が運転する車両が駐車場へ駐車しようとブレーキを踏んだところ、ブレーキ操作を誤り花壇、廊下を乗り越え、第1実技室へ激突したものでございます。被害は第1実技室の入り口、げた箱などで、事故当事者が原形復旧を行い、来年1月中旬に復旧する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○消防本部消防総務課長（井元官史君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○消防本部消防総務課長（井元官史君） 消防総務課より行事のお知らせをさせていただきます。

3点ございます。資料の2ページのほうをごらんいただければと思います。

まず第1です。

平成28年度赤磐市消防団年末夜警についてお知らせいたします。

平成28年12月28日及び29日、水曜日と木曜日の両日に、赤磐市消防団の年末夜警を実施します。実施時間にありましては20時から日を渡って2時までとなっております。なお、これに先立ちまして出発式としまして、消防本部3階で、12月28日19時から出発式を開催いたします。

続きまして、2番目です。

平成29年赤磐市消防出初式についてのお知らせです。

日時にありましては、平成29年1月15日の日曜日、受け付け開始時間としまして9時30分から。開式は10時からとさせていただきます。なお、場所にありましては、山陽ふれあい公園の総合体育館メインアリーナとさせていただきます。御案内等、担当のほうからさせていただいていると思いますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、3項目めです。

第12回赤磐市消防団消防操法訓練大会のお知らせです。

日時にしまして、平成28年3月12日の日曜日……。

○委員長（北川勝義君） 28年じゃあなかろう、29年じゃろう。

○消防本部消防総務課長（井元官史君） あっ、済みません。訂正のほう、済みません。28年となっておりまして29年の誤りです。訂正のほう、よろしく申し上げます。申しわけございません。

平成29年3月12日日曜日8時30分開会となっております。9時から訓練開始となります。場所にありますは、赤坂町のファミリー公園で開催予定となっております。

以上、3点、行事のお知らせとさせていただきます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明がありました。

皆さん何か質問ありますか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 来るとしていると思いますけど、公民館、お尋ねします。

事故の状況を拝見しておりまして、これ多分書き間違いというか、表現を意図しているんであればちょっとぼかしていらっしゃるのかなというふうに思います。

ブレーキを間違っ踏んでも車は前へ進みませんから、アクセルを踏まないと車は前へ進みませんよね。アクセル、これでしたらアクセルを踏んだところブレーキ操作を誤りという話になるんじゃないんですか。ですから、ほかの報道と一緒に、ブレーキとアクセルの踏み間違い、これが事故の原因なんじゃないんですか。これだとブレーキを踏み、ブレーキを踏んでもブレーキ操作を誤ってと、何のこっちゃという話になって、事故を起こした方に対する社会的なものもあって配慮されているんでしょうけども、その方に配慮するのではなくて、我々委員会、そしてその後ろに控えている市民の方々に対して、やっぱりこういう書き方というのは、間違えているんだったらいいんですが、意図しているんだったらちょっと改めていただいたほうがいいかなと思ったりします。

○委員長（北川勝義君） はい、館長。

○中央公民館長（高橋浩一君） 実際、ブレーキを踏もうとしたところ、アクセルの部分に足がかかり、そのかかった足がブレーキとアクセルの間に足が挟まった状態で突っ込んだと。ちょっとブレーキを踏む位置がずれていたということで、ブレーキ操作の誤りというふうに表現させていただきました。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） はい、よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） 運転操作を誤ったということ。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 基金のまとめで、メリットとデメリットがあると思うんじゃけど、その辺をちょっと聞かせてください。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、直原部長。

○財務部長（直原 平君） メリット、デメリットなんですけど、まず、一般会計の4ページにございますように17の基金がございます。これを今まで使用頻度等考えたときに、1つにすると、5つを1つにする。うちのご基金については振興基金のほうに統合するというものがございます。メリット、デメリットというところでは、1つにして個々の、例えばふるさとづくりでありますとか、文化施設等の基金、これにつきましては、それぞれの施設の建設管理に要する費用の財源に充てるためというような目的がそれぞれありますけれども、これを大まかに今後公共施設等の整備、大まかな、大きいところの整備に充てていくということで1つにするものでございます。

基金に対する利子等は額が取り崩しが限りは全く同じということで、大きなメリットということではございませんけれども、全然使用してない基金を1つの公共施設等整備基金という1つにまとめまして、これから活用していくということになるかと思えます。よろしくお願ひします。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） へ理屈を言ようんじゃねえんじゃけど、目的意識が薄れるんじゃねえかなと思うてお聞きしたんじゃけど、そういう問題点が、目的意識が、そういうものがあるという、枠が、形がきちっとしとればそういう目的意識は強くなるんじゃろうけど、枠がのうなったらただの文章だけになって、目的意識が薄れるんじゃないかなと思って質問したんですけど。うちのこに関してはつくるときからそんなものは絶対もらえんのじゃから、やりやあええというて言うたのは僕なんじゃから一番よう知つとる、やったとき、総務委員長をしょうりましたから。

それで、何かというたら、そういうことがあるという意味をひとつ言いたいと、こういうだけのことをつくったんじゃけど、そのなくなって文章だけになったら、どっちみちこの金は使わんのじゃから、同じ基金なんじゃから、目的の夢を抱くという、その意識がのうなってしまうんじゃないかなと思うから聞きようんで、その辺をどう思われるかちょっと教えてください。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 直原部長。

○財務部長（直原 平君） つちのこ基金につきましては、従来から言うようにロマンとか、そういったことで、先ほど総合政策部からも説明がありましたように、交付要綱についてはなおかつ今後も継続していくということでございまして、つちのこという名前はついた基金が統合されてなくなるということは事実でございますけれども、そういった目的は残っていくというところでございます。

それから、公共施設等の整備基金につきましては、そこに3ページを見ていただきますと、長期投資準備基金、それから文化施設建設等基金、学校教育施設整備基金、この3つにつきましては、施設を整備するという目的で、従来のものがそのまま残っていくということでございます。

それから、ふるさとづくりにつきましては、原資につきましては、平成元年に設立をいたしました熊山町のふるさとづくり基金、それから旧吉井町のふるさとづくり基金ということで、この原資につきましては、平成元年に竹下内閣時代から、各自治体へふるさと創生事業の財源として交付されましたものを財源として持ってきたものでございまして、今まで積んでおりますけれども、これといったものがなく、今まできておるわけでございます、これについては、公共施設等の整備基金に統合させていただきたいと。

同じく、ふるさと・水と土保全対策基金につきましても、旧山陽町の農村地域環境保全基金条例でありますとか、赤坂町それから熊山町、それから吉井町のふるさと・水と土保全対策基金というものがもととなっておるものでございまして、これにつきましても、取り崩し等がないために、今回公共施設等の整備基金のほうに統合させていただけたらなということで思っております。

今言いましたふるさとづくりにしても、ふるさと・水と土保全対策基金にしましても、県のほうへ問い合わせまして、廃止には問題がないという回答を得ておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） よろしい。

○委員（下山哲司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） あのなあ、ちょっと皆ええ。基金というのは二通りあってな、建設していくとか修繕して、いろいろあって、それは釈迦に説法か、そういう基金と、それから果実を、実をな、運用していく、ソフト事業とかしていくというて、今金利が悪いから、例えば5%とりようるときじゃったら、年利5%じゃったら1,000万円じゃったら50万円とかという、そういうなんをつけていくというんが基金なんじゃ。水と土でも簡単に、赤磐市ふるさと・水と土の保全対策協議会基金、これなんも、うったてを聞いてみい、おめえ、もとの農林がしたんじゃから、わしのときじゃ、それするんなら何ならというたら、それを持っていった、基金を持って、利息を持って、果実を持っていろいろソフト事業を運用していくという金



じゃったんじゃ。

今ほんならもう、口じゃあおめえ農業振興をよう考えちゃらにゃあおえんというて、こねんとしてしもうたらな、こういう、今実際やらなんだのは怠慢なんじゃがな、やってねえけえ怠慢なんじゃ。やつとらにゃあおえんのんじゃ。こういうとけえ、地域に草刈りをするとか、中山間地があつたり傾斜地配分、いろいろなことがある中へ持って行って、例えば地域農業集団いうて地区が頑張ってくれようたり、今、鳥獣被害のときでもそっちのどこへ利息だけでも鳥獣被害のどこへ持っていっちゃるとか、今利息が少ねえからな、そういうことをしてねえんじゃがな。してのうて、必要ねえて、十把一からげにまとめちゃあおえんというのが僕の考えなんです。そりゃああんたらがまとめてえというのはええけど、つちのこ基金にしてみりゃあ、夢とロマン、ブームになったときのやる、いろいろの考えがあつて、下山さんも、僕らもそれでかんどったけえ、今いろいろやりゃあええんじゃけど、僕はもう実際使わんのんで、ほかのことの事業費を足してつちのこマラソンとか駅伝とかというたら、ほかの事業費を組んでやりようから、別にこの基金を使わんでもええんじゃねえかというのもあつてあるから、これについては統廃合でもそりゃあしても構わんと思うんじゃけど、ただな、水と土もそりゃあ簡単に、県へ聞いたらよかつた。ほんならこれから全部県に聞いてやれえや。県がいけんというて、間違ふとすることは県へ間違ふとるんすよというてやらにゃあおえんのんじゃ。

やっぱり何でもかんでも簡単に、前から言う、前の踏襲じゃが。前からしようたけえ前からしようたけえという考えだけじゃ。そうじゃのうて、勉強せにゃあおえんのんじゃねえんか。プロパーじゃろうが、それ言いたかつた。

せえから、そういうことができねえがな。格好ええわ、1億5,000万円を文化施設の建設及び管理に要する費用の財源に充てて、文化施設、どこをするん、何をするんなら。市もせんがな、何遍いっぱい、市民ホールをしましようかというたら、するやこう言うたことはねえが。ああ、うんじゃすんじゃというてわけのわからん話ばあして、赤磐市、岡山県の中で赤磐市だけじゃ、中で市民ホールがねえなあ、文化ホールがねえなあ。やっぱりせえも500人とか1,000人でも入れるとこというのは、ほんま最低限でも和気町でも町でも持つとる。吉備中央町でもどこでも持つとるんじゃ。じゃから、例えば一つの、500人集まるときには会議したら、和気町でやるとか、赤磐はせんのですよ、入るところがねえから。そこらはやっぱり考えて、これ問題じゃ、ここまでけちをつけるんじゃねえけど、また執行権じゃというて思われるのが、これも質問しちやあおえん、下山さん質問せんでもえかつたんじゃ、質問しちやあいけん。本当、あんたらむちゃくちゃ過ぎるぞ。

せえから、今言うた、ええんじゃけど、つちのこ基金というのをしたら、例えばいうたら、僕はもうつちのこ基金という名前は変えてもええと思うた。つちのこマラソンはしてもええんじゃけど、つちのこ基金やこうよりゃあ、今の備作高校学校跡地の中へ、今度来る新しい組織が来てやっちゃうという、そういうとこへ今度は地球年代学とかという、そういうとこの言う

たらまあ何でもええけど、そういうところの基金でも変えちゃるとかな、やっぱり何かあるべきじゃねえかなと思う。それを使えというて限定じゃねえんよ、そのやることになったら。

せえとか、文化財の保護でも、いろいろ何でもええ。やっぱりそういうことというのは変えてほしい、新しゅうこれだけのうしてやったんじやと。知らん者が見たらこれだけ一般財源だけぼんと入ってしたらおめえ、何かまた儉約してようけもうけた、残したなというて、これ何か市長のパフォーマンスについて行きょうるだけのような気になるが。使いもせんとけえと、そう思うとるわけ、別に反対じゃねえんじやけどな、やっぱりもうちょっと慎重に考えてやってもらいてえということを書いたかった。

せにゃあおえんことはせにゃあおえんし、これがねえからというて使えんことはねえ、いざあつたら使う。不測のために充てるこのある意味の活性化を図るという意味で、次のときの呼び水もあるんじやからな、基金の考え方が。どう捉えとんか知らんけど、そりゃあまあ僕は前から一般質問の中でも質疑でもつちのこ基金はもう実際おらん、出さんのじゃけえ、金はつくっちゃるんじやけえ、別で、事業をするんも、実を使ようんじやねえんじやけえ、廃止して普通の基金へ入れてもええんじやねえんかというのは耐えず言うてきた。そのことについて反対しよんじやねえんじやけど、簡単に言うたら、十把一からげでなあ、もうちょいな、考えてほしかつたなということを書いたかった。こりゃあ反対するんじやねえけどな、そこをちょっと、中長期のな、もうはっきり言うて、どれも市の財政の健全な運営を図るためにするんじや、これ、どの事業であろうと。

せえとかロマンもあるんじや、いろいろあるわけ。そこらあ、これも、僕はええんじや、僕自身はええんで、ええんじやけど、これこそ市民の皆さんにたまにゃあ聞いてみりゃあえかつた。つちのこ駅伝をしょうるものに皆、やめるからようというて言うたら、はあええこつちやというて言うか、いや、やっとなってくれたほうがええ、やっぱりそこらはな、あんたら独断過ぎる。あんたらたまたま赤磐市役所へ奉職しとるだけじゃけえ、別におえにゃあ田んぼしょうてもええんじや、構やへんのじやから、ほかの者はそういう者もおるんじやから、あんたらだけで決めえ。

せえで、今さっきのことは介入して言うちゃおえんというけど、介入しょうるよ、こんなもん大事なこつちや、おめえ。別に僕は、僕の個人の考えで言ようるんとな、みんな意向というのはやっぱり違うんじやねえかというのを言いたかつたんで、僕は意見としてよう参考にしといてください、市長。

そりゃあおめえらの言うことは参考にせんじやというて、きょう済んだら終わりじゃけえ、もう二、三時間したら終わりじゃけえ忘れてしまわあというんじやあ、それも結構じゃけど、僕としたら憤慨しとる。ちょっとやっぱり、これは僕と下山さんしかおらんようなもんじやけど、地元へ担当のおつてつくつとつたら、旧村でやつとつたら、これが山陽の赤坂の問題でもええ、山陽の問題だったら、こけえ入ってねえ人がおつたら、ちょっと赤坂地域の議員さんど

んならとか、例えば吉井というていうのも一つの親切心があってもええんじゃねえんか。僕はこういうことを出しますよ、皆ああそうかなというて、おえんともええとも、きょう審議するようにしとるけど、僕はそれが一つ大事なこっちゃねえかなと思うて、配慮していただきたい。

きょう総合的な要らんことを言うた。遠藤が今きょう一番まともなことをしたような、前のがあるからというて反省をすぐ、前回の委員会の反省を言うてくりょうるけえ、別に褒めようるわけじゃねえ、当たり前の話じゃけど、そのけえ皆してくれえ、忘れずに。私、気持ちですけえ、それです。

以上です。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） これから、協議会をするんじゃねえか。

なければこれでその他を終わりたいと思います。

順不同になっておりますが、これから本委員会に付託されました議第59号赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から、議第76号平成28年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）までの6件について採決したいと思います。

まず第一に、説明がありましたように、59号、60号、61号、この3件について……。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長、別々にしていただきたいです、59号と61号。

○委員長（北川勝義君） 59と60、1個ずつ。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、1個ずつで。

○委員長（北川勝義君） はいはい、わかりました。

委員のほうから分けていただきたいということがありますんで、まず第一に議第59号赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

起立多数です。したがいまして、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第60号赤磐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

起立全員です。したがいまして、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第61号赤磐市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立多数です。したがいまして、議第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第62号赤磐市税条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

起立全員です。したがいまして、議第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第64号赤磐市手数料条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

起立全員です。したがいまして、議第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第76号平成28年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

協議会でええ、委員会で決めたほうがええんか、歌のは。歌は何で決めるんならというて聞きょうんじゃ。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員会の中でお願いします。

○委員長（北川勝義君） 委員会じゃねえとおえんじゃろうがな、ほんまに。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい。

○委員長（北川勝義君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任させてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について。

御確認を願いたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思います。

これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、このように申し出をさせていただきたいと思います。

順不同で、その他を先にやりましたが、大変御迷惑をかけました。よろしくお願いたしたいと思います。

この委員会の中で歌のあれを出してくれというのが出ております。一人出てくれというんで、どのようにさせていただきませうか。

ある委員さんから、光成さんがええというのを僕のとけえ聞きました。もう余り光成さんがええとは思わなくて、休まれたり仕事も忙しいからと思うてちょっと思いまして、そのこともあって、出れるとか出んとか、悪いとかというんじやのうて、大体どこが、よそがどうなつとるかというのはわからんじやけど、よその委員会はまだしてねえから。

総務だけか。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい、全体からです。1名で。

○委員（下山哲司君） 総務が所管じゃから全体で一人。

○委員長（北川勝義君） ああ、ほんなら皆さん、大変申しわけねえですけど、光成さんという人もおられたんじやけど、委員長の私が出ますから。音楽は別に好きじゃねえ、わかるわけじゃねえんじやけど、どうしても光成さんがやりてえというたらええんじやけど、一人じゃつたら、僕はもう、厚生の方ほうも産建の方ほうも出てくると思うて思ようってなんじやけど。

はい。

○委員（下山哲司君） 私、光成さんを推薦したのは、光成さんが一般質問をせられて、それでそういう志があったんで推薦したいなということで委員長に申し上げたんで、もしよろしければ光成さんを指名していただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 僕は、今さっきそれも言いましたが、光成さんと言うたけど、人より休まれたりあったりいろいろあるから、よその状況を見て、よそがどうなつとんかというのを、うちで一人だけじゃというんじやつたら、議会の中で一人じゃつたら私が出ますというて今言ようんです。せえでおえにゃあ採択してくれてもよろしい、どねえやってくれてもええ。

どうしても光成さんでねえとおえんというたら、どうして光成、そんなことは質問した者が全部ええんじやつたら皆ええわい、そんな話、何が通ろうで、そりゃあ。僕はそう思うとるだけ。

別にやりてえと言ようんじやのうて、何も言わんでしとつたら、今その光成さんに決まる、言われたら、先に言われたらもうかちとくる性格じゃから、もう一人じゃつたら、特にそう思いまして出させていだきてえと思うたんです。

ええ悪いじやのうて。

○委員（下山哲司君） みんなええと言うたん、それで。

○委員長（北川勝義君） いや、ええとか言ようりゃへん。これから語る。

僕は、悪いけど、やりてえやりとうねえときは委員長が出てくれで、やりとうねえときやりてえというたらおえんと言われたらたまつたもんじやねえ。僕はもう考え方がそれぐらい、別

に光成さんに対抗意識を持ってやりようるんじゃねえ、全然。これが各委員会から出て、各委員会が委員長じゃねえ者が出とりゃあ、僕はよろしいというて言うんじゃけど、今思うたから委員会で一人じゃということになりゃあ、議会の中で一人というたら出させていたいただきたいという気持ちを言うたんです。

光成さん、どねえなですか。どうしても出にゃあおえん。

○委員（光成良充君） できればやらせていただきたいなと思いました。

○委員長（北川勝義君） 僕が今言ようんのは、話の中、今そういう中でやるんで、そりゃあまとめて多数決でやるとか、僕はやりてえと思う、一人じゃからやろうという考えを持つてる。別に音楽が好きとか嫌いとかという話は抜きの話で、責任感、役職でさせてもらおうと思うただけの話をしようんで。僕はそういう考えじゃから。

はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） じゃから、委員長の言われるのもわかるんじゃけど、さっきも言うたように、光成さんは一般質問をせられて、それに志を持ってやりようられたんで、できれば光成君に譲ってあげてほしいというお願いをしとるだけです。

○委員長（北川勝義君） いやいや、一般質問をしたのは光成さんだけじゃない、僕らもした、そりゃあ。花も鳥も木もせにゃあ、歌もせにゃあおえんのじゃと言うてきた。そりゃあもう、たまたま今回言うて、応えてできるようになったんかもしれん。僕が担当委員長じゃからそう思うただけで、そりゃあ光成さんがどうしてもせられると言やあ、賛否をとってもらやあ、これからそうしていただきゃあ全部結構なこっちゃから、私はとりあえず、こんなことで我を張ることじゃねえんじゃけえ、今言ようんことの、それもわかる。僕ちょっとさせてもらわにゃあおえんと思うた。簡単な話じゃのうて。

○委員（下山哲司君） 年寄りが言ようるんじゃと思うて聞いてもらやあ。

○委員長（北川勝義君） いや、そういう話じゃのうて。今そう思いました。光成さんがどうしてもやられるんじゃったら採決とります。

○委員（光成良充君） そういう話。

○委員長（北川勝義君） いや、そういう話とか、そうじゃがな、誰かせなんたら。

いや、僕は各委員会で、僕は筋論を言ようん。委員会で出てくるんじゃったらな、よその結果を見てからやりゃあええというのを僕もよう知らんからそう思ようるだけで、ここの、よそから出てくるんじゃったらそう思うようたんじゃけど、ただ総務文教の関係じゃから、議会の中から1名出るというんじゃったら僕が出にゃあいけんという話をしたわけ。委員会だけの職員だけでぱつとやってやりようるんじゃったらええけど、全部のことじゃから、対外的なことがあるから私はそう思うだけで、好きとか嫌いとかでなくて。

いや、僕は違う、対外的なこっちゃのうて、役場の中だけでやるんじゃったら誰が出よう構わんのじゃ。僕別に出てえと言ようんじゃねえ、ほんま。こういう考え方じゃから、考えを

言ようるだけで、違うたらそりゃあ光成さんが歌がうめえとか下手なとかという話をしょんじやねえ。僕はじゃからええようにしてもらやあええと思うとる。

じゃけえ、僕はええときだけするんじやのうて、役職じゃけえ、役職でせにゃあおえんというていう話、あるところでも行きとうねえもんでも議長が来とるときは議長の名前で行かにゃあおえんという話をしょうるだけ。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、下山さん。

○委員（下山哲司君） 2人立候補せられたら、もうどうしようもねえ、選挙か挙手でもええですけど、やらにゃあいけんで、その辺は御理解をいただきてえと思いますけど。

○委員長（北川勝義君） はい、よろしい、よろしい。

ほんなら、光成さんせられるということじゃな。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（北川勝義君） ほんなら僕もしますからやってください。それで採決をとりますから。

それで、今度は僕先に言うときますけど、僕は意見を言うていうた。発案者じゃからどうこうという意見を言うた。それでこれで僕ならなんたら僕もう今度は総務の運営に携わらんから、もうばからしゅうなるから。皆やめてえということを我慢しとんじやから、いろいろのことでも。こんな話をされたらおめえ、たまったもんじやねえ。

こんなもんしてもせんでもええんじやけどな、もうこんなもう腹が立つとるから……。

○委員（下山哲司君） 譲ってやってほしいと思うんじやけど。

○委員長（北川勝義君） 譲らん、譲らん、もう、譲るというて、どの、これからほんなら皆譲って光成さんがすりゃあええがな、おめえ、ほかのこつても。

○委員（下山哲司君） いやいや、そういう意味じゃなしに。

○委員長（北川勝義君） いやいや、そりゃあ下山さん、どねえ考えがあって言ようろうと、皆さんがどねえ思おうと、僕はもう納得いかんこっちゃから、僕も採決にかかわらせてもらうから、やりましようや。

はい、それでは、北川がやらせてもらいてえと思う人は手を挙げてください。

1票、はい。

光成さんがやらせてもらいてえ人は手を挙げてください。

はい、5票。

はい、よろしい。

ほんならこれで終わりたいと思います。

私は総務の関係のことはこれから協力いたしません。これからやっていただきゃあ結構じゃから。

せえから、今下山さんが言うた、発案者というのは一般質問をずっと見てください。そりゃあ違います。その前もあります。何でもかんでもええとこ取りでやるんじゃないからこれからやってもらやあええ、結構ですから。

これで総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして……。

○総合政策部長（原田昌樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 閉会してするんじゃないかねんか、協議会に。ちばけな、おめらあ、この。ふざけっしまやあがってから。

原田部長、やりんせえ、早う。

○議会事務局長（奥田吉男君） 一旦閉会をしてから協議会。

○委員長（北川勝義君） やかましい、この。おめえ。要らんことばあ言うてから。

○副委員長（佐々木雄司君） どっちするんですか。

○委員長（北川勝義君） 今それを言わんとしょんじゃ、ちょっともう要らんことを言うからわしが怒りょうる、おめえ、関係ねえことをして。

閉会に当たり、教育長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（杉山高志君） 本日は大変お忙しい中、当常任委員会に付託されました議案6件につきまして、慎重に審査をしていただき、ありがとうございました。

また、原案のとおり可決をいただきました。その間、いろいろ御指摘等もいただきました。本当に私たち、聞くたびに耳が痛むところがたくさんあります。緊張感を持ってこれからも頑張っていこうと思います。

本日はありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） 御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会を終わりたいと思います。

午後2時6分 閉会